

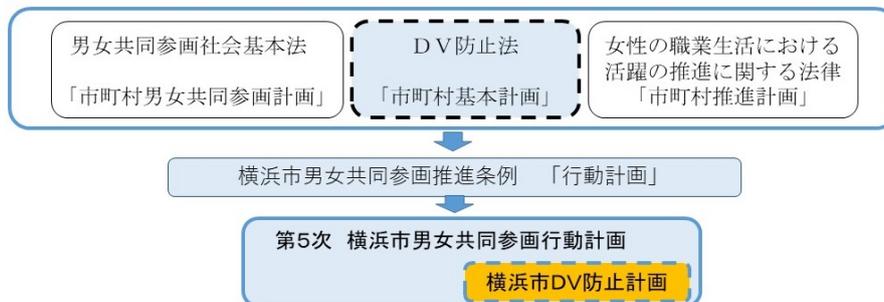
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく 市町村基本計画の改訂について

1 趣旨

平成20年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が改正され、市町村基本計画（以下、「DV防止計画」）の策定が努力義務化されました。それに伴い、本市では、平成23年1月に第3次男女共同参画行動計画（以下、「行動計画」）の中に位置づける形でDV防止計画を策定しました。

現行計画である第4次行動計画が令和3年3月31日をもって期間満了となることに伴い、DV防止計画を改訂するものです。

第5次行動計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5か年とし、次期計画においては、政策2「安全・安心な暮らしの実現」の施策4「DV防止とあらゆる暴力の根絶」の中にDV防止計画を位置づけます。



2 パブリックコメントの実施

「第5次横浜市男女共同参画行動計画」の素案に関するパブリックコメントを令和3年1月8日から2月8日まで実施しました。

(1) パブリックコメントの結果

	人数	件数
男女共同参画行動計画全体	282人	480件
DV防止計画	—	97件

(2) パブリックコメントで寄せられた主なご意見

- ・計画への自立支援、アフターフォロー施策の明記
 - ・加害者の気付きを促すための啓発の実施、推進
 - ・若年層等に対するDVの普及啓発の強化
 - ・SNSでの相談の実施など、相談体制の拡充
 - ・DV相談体制における男女間の差の是正、男性向けDV防止施策の推進
 - ・障害者向け一時保護施設など、一時保護場所の拡充
 - ・支援者、支援団体の養成
 - ・同居していない交際相手や、LGBTカップル間の暴力へのDV防止法の適用 等
- いただいたご意見は、一部を計画に反映するとともに、今後の取組の参考とさせていただきます。

3 パブリックコメント等の反映状況

パブリックコメント等でのご意見を受け、素案を一部変更しました。

素案	原案
2 DV被害者の自立に向けた支援	
本文	
<p>関係機関や民間団体と連携し、被害者の保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。また、多様化する被害者のニーズや背景に対応するため、<u>従来の一時保護以外の相談支援施策を拡充するとともに、地域生活の安定を図るため、一時保護施設退所者へのアフターフォロー施策を実施します。</u><以下省略></p>	<p>関係機関や民間団体と連携し、被害者の保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。また、多様化する被害者のニーズや背景に対応するため、<u>民間支援団体と協働し、一時保護施設等退所後の生活の安定を図るための支援を行う「退所後支援事業」や、一時保護には至らないものの支援が必要な女性等へ一時的な居場所の提供と相談支援を行う「女性のための一時宿泊型相談支援事業」等を本格実施します。</u><以下省略></p>
主な取組	
<p>① 女性緊急一時保護施設補助事業 ② 住宅確保の支援 (市営住宅・住宅セーフティネット事業) ③ サポートグループの運営 ④ 女性のための心のケア講座</p>	<p>① 女性緊急一時保護施設補助事業 ② <u>一時保護施設等退所者へのアフターフォロー</u> ③ <u>一時保護以外の相談支援等</u> ④ 住宅確保の支援 (市営住宅・住宅セーフティネット事業) ⑤ サポートグループの運営 ⑥ 女性のための心のケア講座</p>
事業量 (現状値)	
<p>① 補助団体数 (令和元年度：4団体) ② 市営住宅募集における当選倍率優遇世帯数 (令和元年度：6世帯) ③ 利用者数 (令和元年度：のべ38人) ④ 参加者数 (令和元年度：のべ121人)</p>	<p>① 補助団体数 (令和元年度：4団体) ② <u>退所後支援事業 (令和2年度：実施)</u> ③ <u>女性のための一時宿泊型相談支援事業(令和2年度：実施)</u> ④ 市営住宅募集における当選倍率優遇世帯数 (令和元年度：6世帯) ⑤ 利用者数 (令和元年度：のべ38人) ⑥ 参加者数 (令和元年度：のべ121人)</p>
4 DV防止・暴力の根絶に向けた正しい理解の普及	
本文	
<p><省略> <u>広報活動では、DV防止を目的とし、チラシやカード等の紙媒体やWebサイト、SNSを活用した情報発信を行うほか、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、区役所でもキャンペーンを展開します。</u></p>	<p><省略> <u>広報啓発活動では、DV防止を目的に被害者だけではなく加害者の気付きや、社会のDVについての理解促進を促すため、チラシやカード等の紙媒体やウェブサイト、SNSを活用した情報発信を行うほか、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、区役所でもキャンペーンを展開します。</u></p>

素案	原案
5 若年層におけるデートDV防止と理解促進・性暴力に関する啓発	
本文	
<p><u>デートDVへの理解を促進するため、中学生・高校生等や、教育関係者向けの講座を実施するとともに、若年層のニーズを踏まえ、新たにSNSを活用したデートDV相談を検討し、試行実施と検証、本格実施を進めます。また、SNS等の活用により若年層向け広報啓発を強化します。</u>さらに、若年層への性暴力被害が深刻化している状況を踏まえ、国のキャンペーン等と連携した広報啓発を実施します。</p>	<p><u>デートDVについて、理解促進を図るとともに、被害や加害への気づきを促すため、中学生・高校生等や、教育関係者向けの講座を実施します。また、若年層のニーズを踏まえ、新たにSNSを活用したデートDV相談を検討し、試行実施と検証、本格実施を進めます。広報啓発活動では、対象を絞ったSNS広告の掲出など、若年層向けの取組を強化します。</u>また、若年層への性暴力被害が深刻化している状況を踏まえ、国のキャンペーン等と連携した広報啓発を実施します。</p>

4 今後の予定

- 3月中 第5次横浜市男女共同参画行動計画策定
5月（予定） 計画冊子、概要版パンフレット配布

1 DV防止計画の目標と方向性

DV防止と被害者の支援に向けて、相談支援、安全確保、自立に向けた支援の取組を進めます。特に若年層向けの啓発・教育や相談窓口の充実、児童虐待対応部署と連携した対応の強化を図ります。

主な取組と事業

(1) DVの相談支援体制の充実

こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」の機能を果たし、DV被害者への相談・支援を行うとともに、関係機関との連携強化により体制の充実に努めます。

(2) DV被害者の自立に向けた支援

関係機関や民間団体と連携し、被害者の保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。

(3) 加害者対応に関する取組

DV加害者更生プログラムを行っている民間団体の活動を支援します。

(4) DV防止・暴力の根絶に向けた正しい理解の普及

DVの正しい理解の促進に取り組みます。また、被害者が、DVに当たる行為を受けていることに気づき、相談や公的支援に適切につながるができるよう、相談窓口に関する必要な情報を周知します。

(5) 若年層におけるデートDV防止と理解促進・性暴力に関する啓発

デートDVへの理解促進を図るとともに、被害や加害への気づきを促すため、中学生・高校生等や、教育関係者向けの講座や若年層を対象とした性暴力に関する広報啓発を実施します。

(6) 児童虐待対応との連携強化

DV被害者とその子どもへの支援において、横浜市DV相談支援センターと児童相談所や区の児童虐待対応部門が連携し、適切な安全確保と自立に向けた支援を行います。また、DVと児童虐待が同時に起きることやその特性についての啓発、相談先の周知を児童虐待対応部門と一体的に行っていきます。

2 成果指標、活動指標

DV防止計画における成果指標、活動指標を次のとおり定めます。

DV防止計画における成果指標	現状値	目標値
市民のDVの理解度※1	精神的暴力 59.8% 性的暴力 74.1% (R2)	各 10 ポイント増
DV防止計画における活動指標	現状値	目標値
DVに関する相談窓口の認知度※2	70.6% (R2)	80%
DVに関する相談件数	4,604 件 (R1)	5,300 件 (R6)

※1 男女共同参画に関する市民意識調査における精神的暴力、性的暴力について「暴力にあたると思う」と答えた市民の割合。精神的暴力は6事例、性的暴力は2事例の平均値。

※2 男女共同参画に関する市民意識調査において、相談先として具体的な名称を1つ以上回答した人の割合

第5次横浜市男女共同参画行動計画（原案）

2021－2025

DV防止計画 抜粋版

※DVに関する記載がある部分は点線で該当箇所を示しています。

目次

第Ⅰ章 横浜市男女共同参画行動計画について

1 男女共同参画社会の実現に向けて	1
2 趣旨・位置づけ	1
3 計画期間	2

第Ⅱ章 女性活躍・男女共同参画を取り巻く状況

1 横浜市の状況	3
2 国際社会及び国の動向	14

第Ⅲ章 計画の全体像

1 基本姿勢	16
2 施策体系	17
3 指標	18

第Ⅳ章 10の施策と主な取組

政策1 女性活躍のさらなる推進	21	}	省略
施策1 働きたい・働き続けたい女性の活躍推進	22		
施策2 誰もが働きやすい職場づくりや社会環境づくり	26		
施策3 市役所における女性活躍・男女共同参画と働き方改革	30		
政策2 安全・安心な暮らしの実現	35	}	省略
施策4 DV防止とあらゆる暴力の根絶	36		
施策5 困難を抱えた女性への自立支援	40		
施策6 ライフステージに応じた女性の健康支援	46		
施策7 多様な性のあり方への支援と理解の促進	50		
政策3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり	53		
施策8 男性の働き方改革と家事・育児・介護への参画推進	54		
施策9 地域・教育における男女共同参画の推進	58		
施策10 広報・啓発による意識改革と機運醸成	62		
行政運営 計画の推進に係る体制整備	65		

参考資料	67
------	----

本計画に掲載されている相談窓口	82
-----------------	----

参考資料一覧

第4次横浜市男女共同参画行動計画の達成状況	68
第5次横浜市男女共同参画行動計画（素案）パブリックコメント実施結果	70
横浜市男女共同参画推進条例・施行規則	72
横浜市男女共同参画センター条例・施行規則	75
男女共同参画に関する国内外及び横浜市の動き	78

コラム一覧

誰もが働きやすい職場環境づくりとよこはまグッドバランス賞	34
ワーク・ライフ・バランスと男性の働き方、暮らし方	34
デートDVをなくすために	44
性犯罪・性暴力の根絶に向けて	45
若年無業女性の就労支援プログラム	45
妊娠・出産相談窓口「にんしんSOSヨコハマ」	49
性の多様性を認め合う社会に向けて	52
家事・育児の負担軽減に向けた外部サービス利用	57
市民発！男女共同参画の「視点・力」を企画に	61
選択的夫婦別姓（別氏）制度	64

省略

省略

第 I 章 横浜市男女共同参画行動計画について

1 男女共同参画社会の実現に向けて

少子高齢化が進み、人口減少社会を迎える中、豊かな市民生活や地域社会の持続的な発展のためには、多様な価値観を尊重しあい、すべての人の個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現が不可欠です。

しかしながら、男女共同参画社会基本法が成立して 20 年あまり経ち、女性の活躍が国の最重要課題として推進されている今日においても、社会で女性の力が十分に発揮されているとは言い難く、性別にまつわる格差や不平等、困難が山積しています。

横浜では、M字カーブの底が全国に比べても深いという課題に対して挑戦を重ね、この間、女性の就労や就業継続は着実に進んできました。しかしながら、雇用の安定性や継続性、賃金、キャリア形成やリーダー育成など、働く上での実質的な男女格差はいまだ大きい状況です。また、DVや性暴力などの被害、非正規職シングルやひとり親世帯の経済的困窮などは、特に女性において深刻な問題となっています。

横浜市男女共同参画に関する市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方は変化しつつありますが、実際の役割分担では、依然として女性が家事・育児・介護の主な担い手であり、男性は仕事を優先する傾向が高いなど、根強い性別役割分担意識がうかがえます。また、男性も、長時間労働の問題や家庭生活への関わりづらさを抱えています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用環境の悪化やDVの深刻化、性別役割分担意識を背景とした家庭生活の負担増など、負の影響が目立ちます。一方で、テレワークの拡大や男性の在宅時間の増加など、男女共同参画社会の形成に向けた契機としうる状況もあり、社会を挙げて今後の実践が問われています。

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新、そして新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的な危機など、激動と不確実性の時代を乗り越えるためには、誰もが性別にかかわらず、自分の希望に沿った形で、多様な選択を実現できることが重要です。横浜市は活力ある男女共同参画社会の実現を目指して、市民やNPO等の多様な主体、企業、地域社会と協働し、地域特性を踏まえた実効性ある施策を推進していきます。

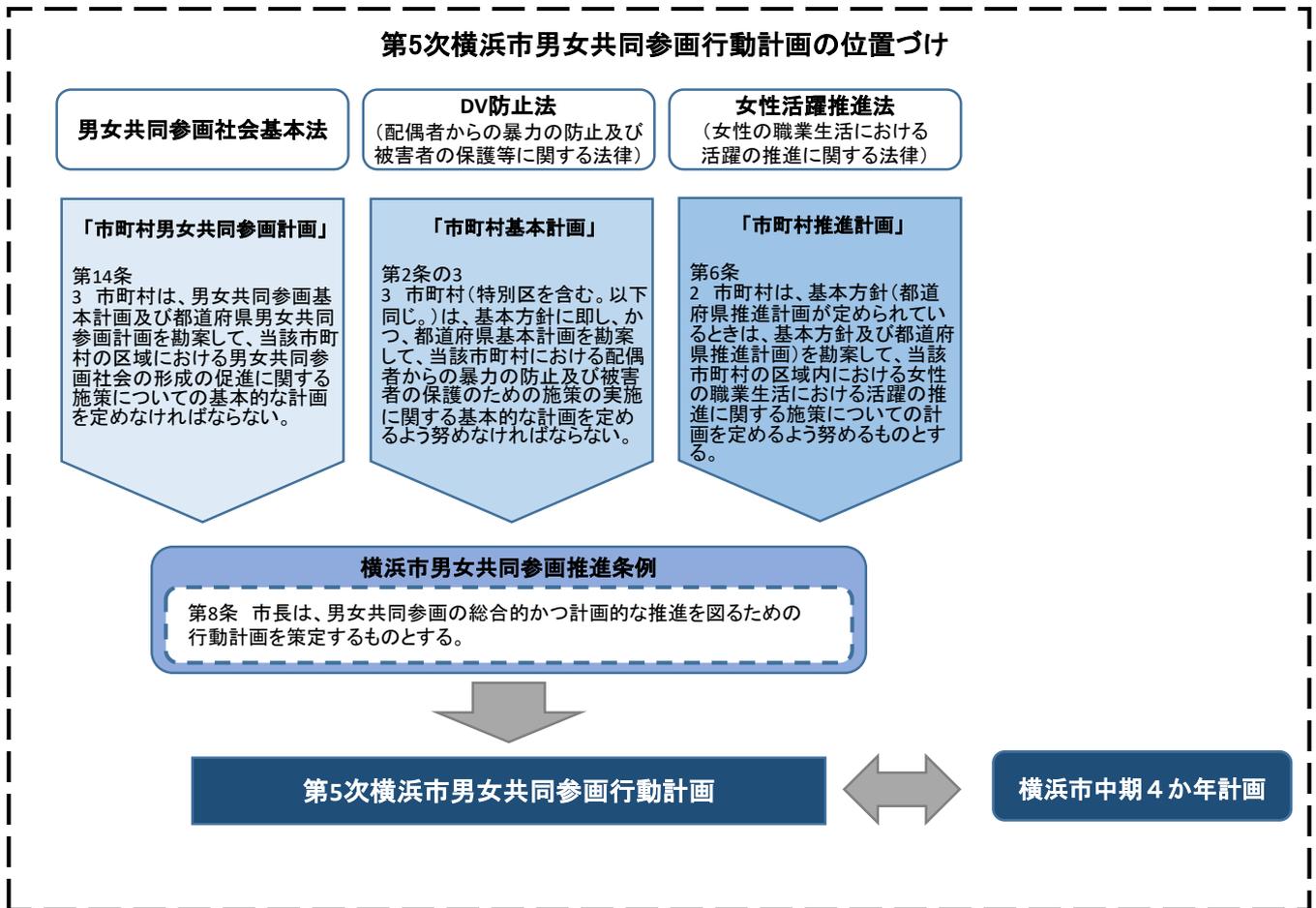
2 趣旨・位置づけ

横浜市男女共同参画行動計画は、横浜市男女共同参画推進条例第 8 条に基づく行動計画であり、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に規定する計画にあたります。

横浜市男女共同参画推進条例に規定する 7 つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

基本理念（横浜市男女共同参画推進条例第3条から要約）

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 施策及び方針決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他の社会生活における活動とが円滑に行えるよう配慮すること
- 5 男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持
- 6 国際的な理解と協力
- 7 夫等からの女性に対する暴力等の根絶



3 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

第Ⅱ章 女性活躍・男女共同参画を取り巻く状況

1 横浜市の状況

◀人口・世帯の状況▶

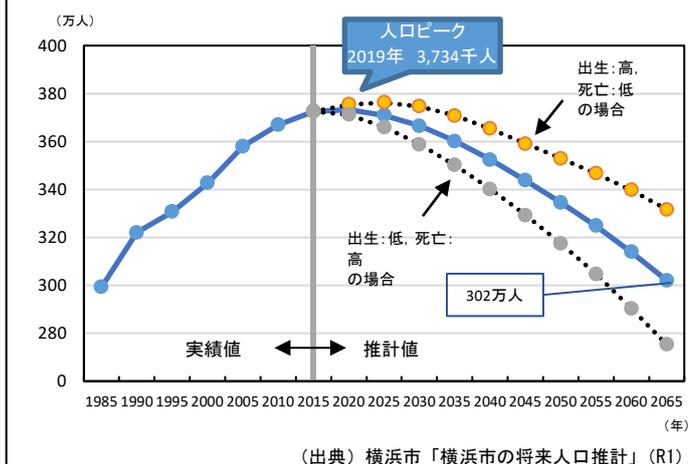
○年少・生産年齢人口の減少、高齢者の増加

平成27年国勢調査を基準とした横浜市将来人口推計では、総人口のピークは令和元(2019)年、ピーク時人口は373万人超となっています。以降は減少を続け2065年には302万人となる見込みです。

高齢化率は令和元(2019)年24.8%、2065年には35.6%まで上昇すると予測されています。

年少人口(0~14歳)や生産年齢人口(15~64歳)の減少も進行しており、2065年ではそれぞれ10.6%、53.7%まで減少すると予測されています。

●図表1 将来人口(横浜市)

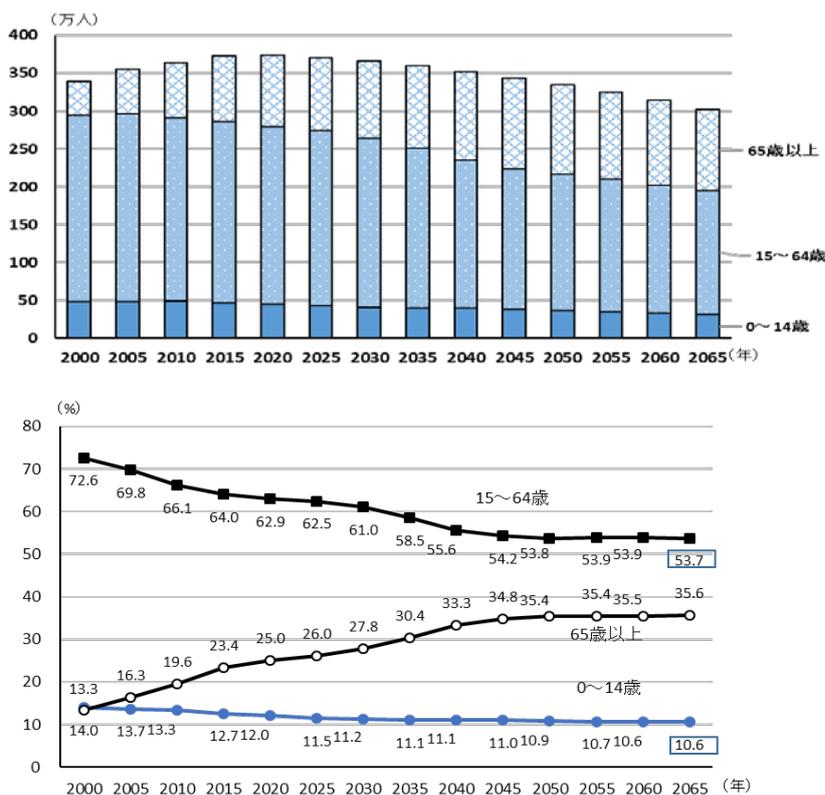


(出典) 横浜市「横浜市の将来人口推計」(R1)

※実際の人口総数：3,757,630人(令和2年9月1日現在)

(出典) 横浜市「人口ニュース」

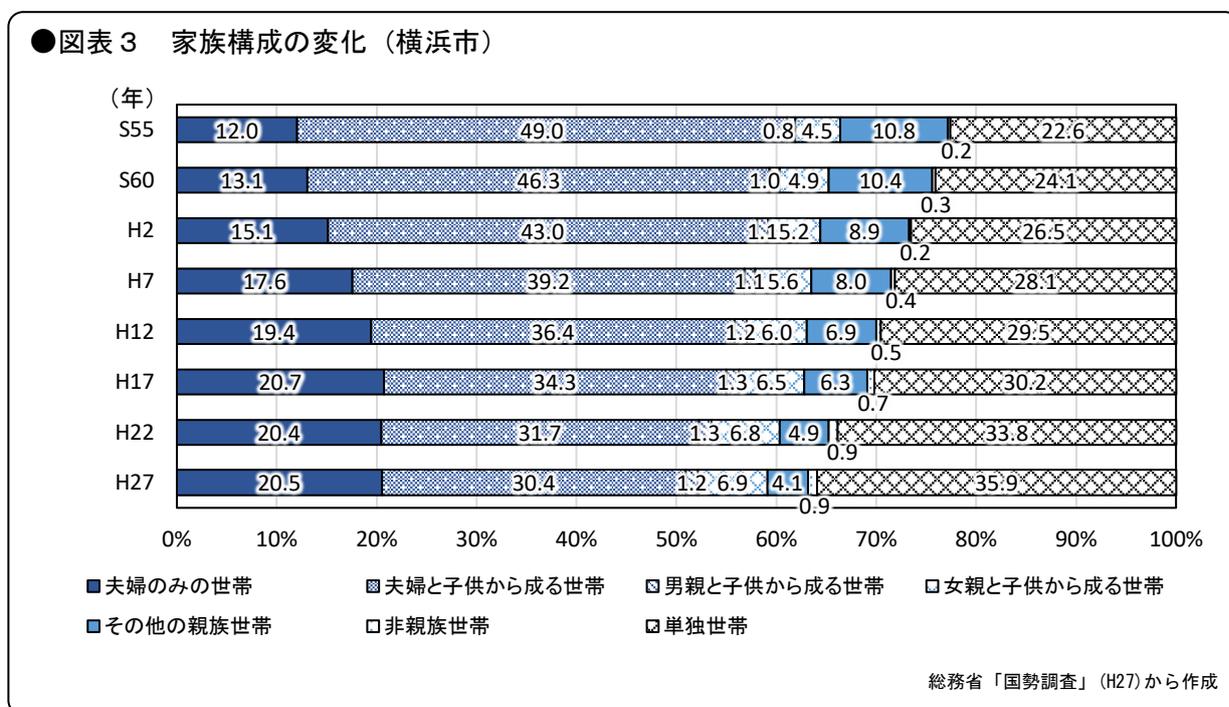
●図表2 年齢3区分人口(横浜市)



(出典) 横浜市「横浜市の将来人口推計」(R1)

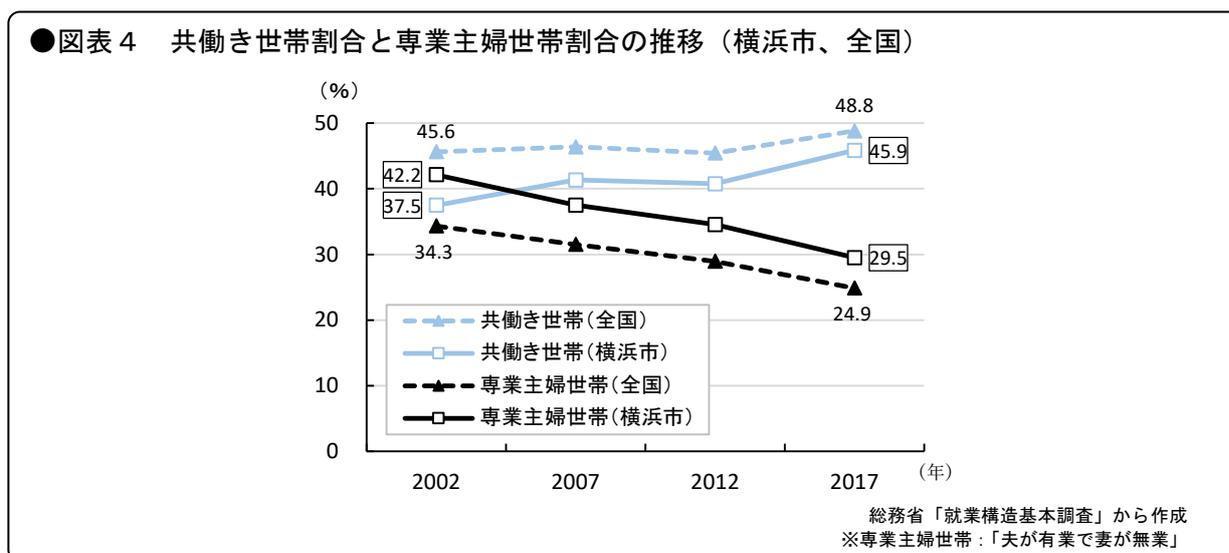
○「単独世帯」が最多

家族類型別一般世帯数の割合は、これまで「夫婦と子供から成る世帯」が最も多い家族類型でした。しかし「夫婦と子供から成る世帯」は減少傾向にあり、「単独世帯」が増加し続けています。平成22(2010)年には「単独世帯」が「夫婦と子供から成る世帯」を上回り、最も多い家族類型となっています。



○共働き世帯の増加

世帯内の就業状況については、全国的に共働き世帯は増加傾向、専業主婦世帯は減少傾向にあります。横浜市においても、同様の傾向です。



《働く女性の状況》

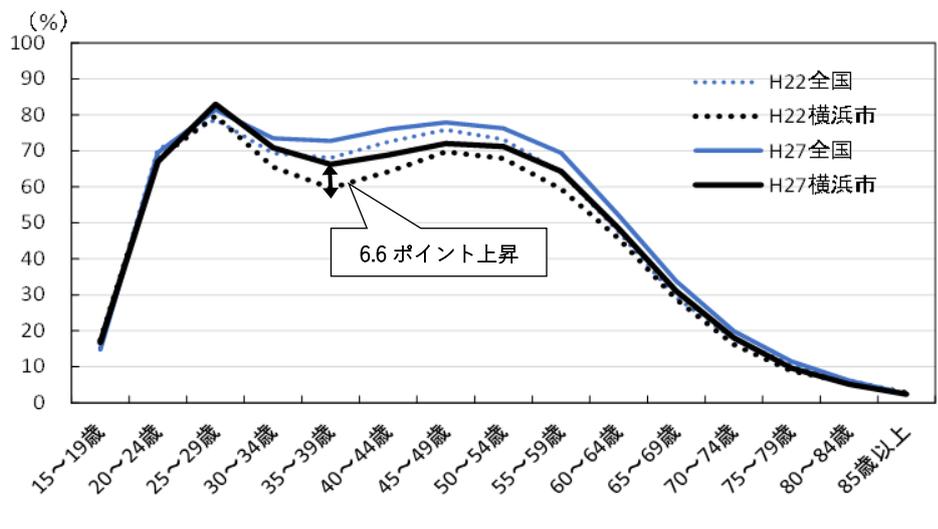
○女性の労働力率（M字カーブ）は上昇、働く上での実質的な男女格差はいまだあり

女性の年齢階級別労働力率（いわゆるM字カーブ）の底は、平成22年から平成27年までの国勢調査の結果を比較すると6.6ポイント上昇しており、働く女性は増加しています。

しかし、正規雇用労働者の割合や平均勤続年数は男女間で差があり、依然として働く上での実質的な男女格差があります。

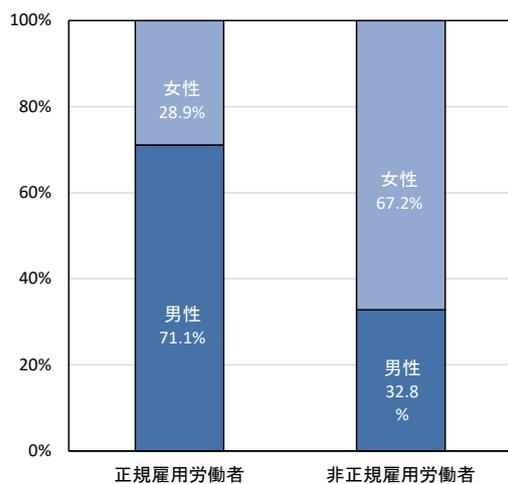
国では、女性の正規雇用労働者比率が20歳代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」という新たな課題が提起されており、「経済財政運営と改革の基本方針2020」においても、L字カーブの解消に向けた取組推進が掲げられています。

●図表5 女性の労働力率（横浜市）



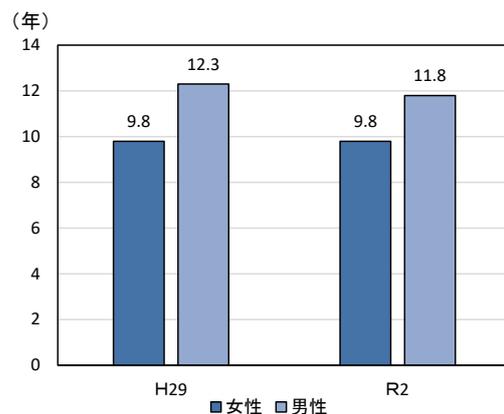
総務省「国勢調査」(H22、27) から作成

●図表6 雇用形態別の男女割合（横浜市）



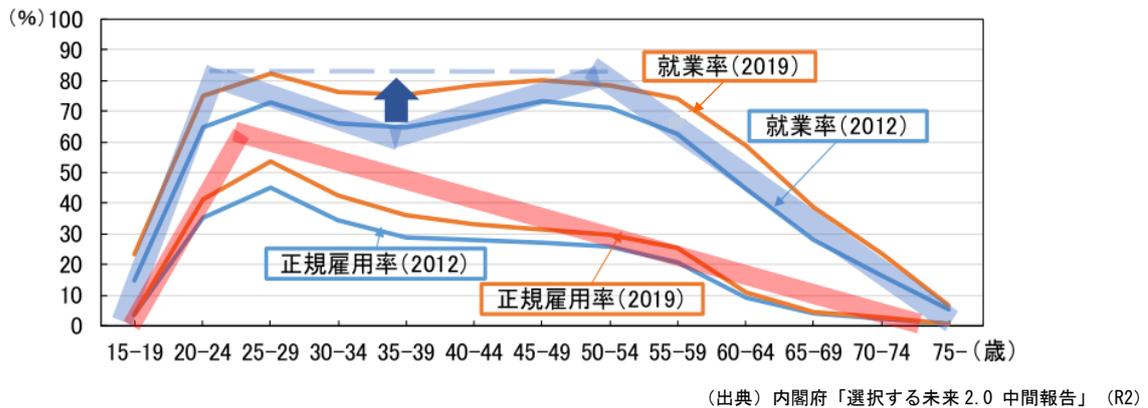
総務省「就業構造基本調査」(H29) から作成

●図表7 正規雇用労働者の平均勤続年数（横浜市）



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する事業所調査」(R2)

●図表8 女性の就業率と正規雇用率（M字カーブとL字カーブ、全国）

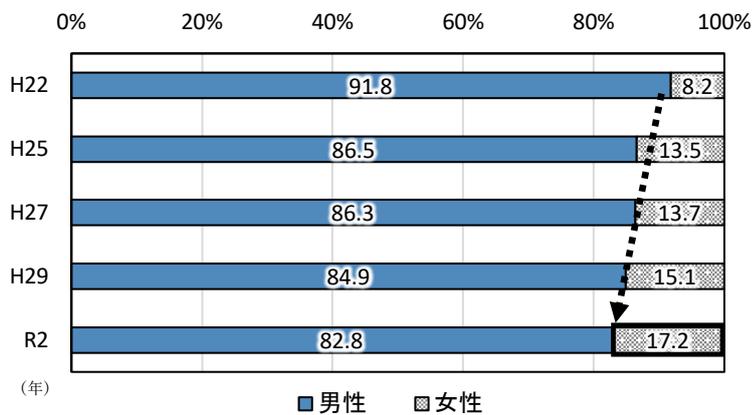


○女性管理職割合は増加傾向も、依然として低い状況

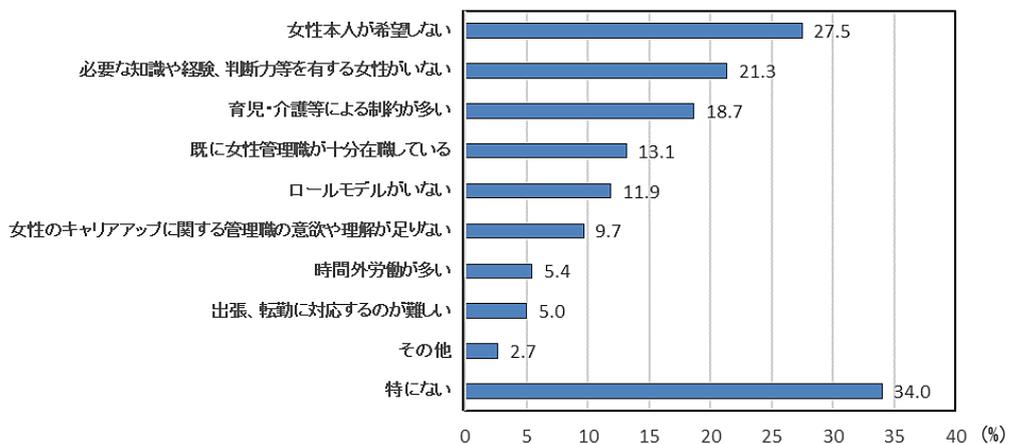
市内企業の女性管理職割合は年々増加傾向にありますが、2割に満たない状況です。

企業の考える「女性管理職の数が少ない理由」として多いのは「女性本人が希望しない」「必要な知識や経験、判断力等を有する女性が少ない」「育児・介護等による制約が多い」などですが、「特になし」も3割超となっています。

●図表9 市内企業における課長職以上の管理職の男女比（横浜市）

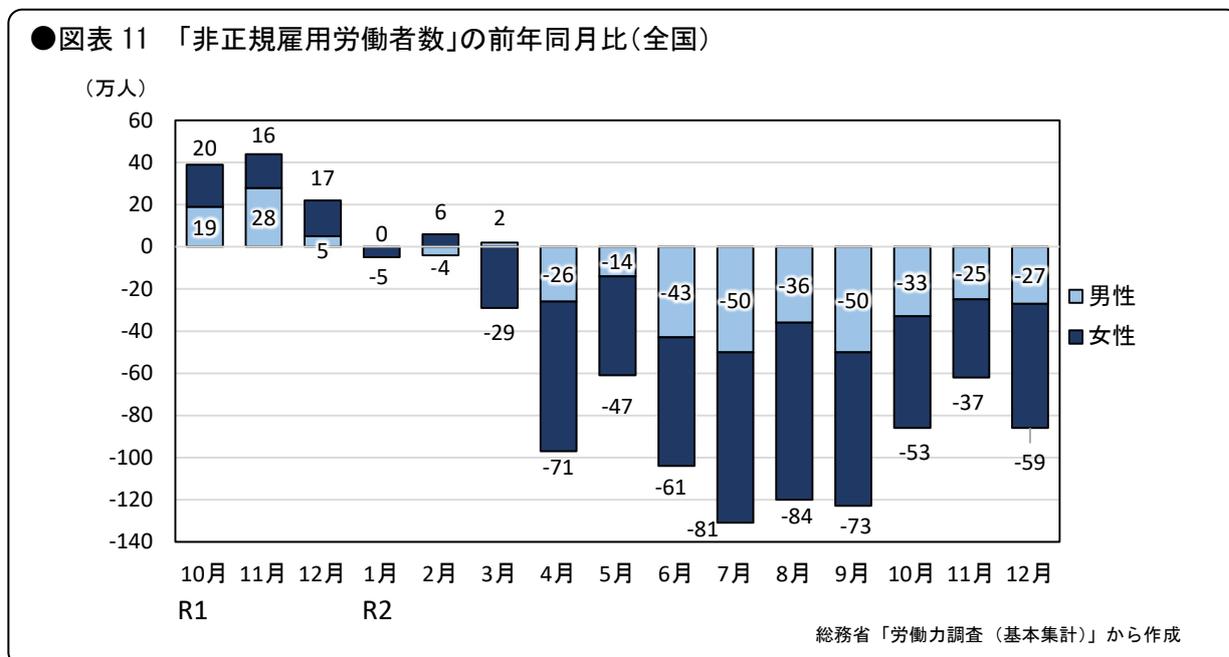


●図表10 女性管理職が少ない理由（横浜市）



○新型コロナによる働く女性への影響

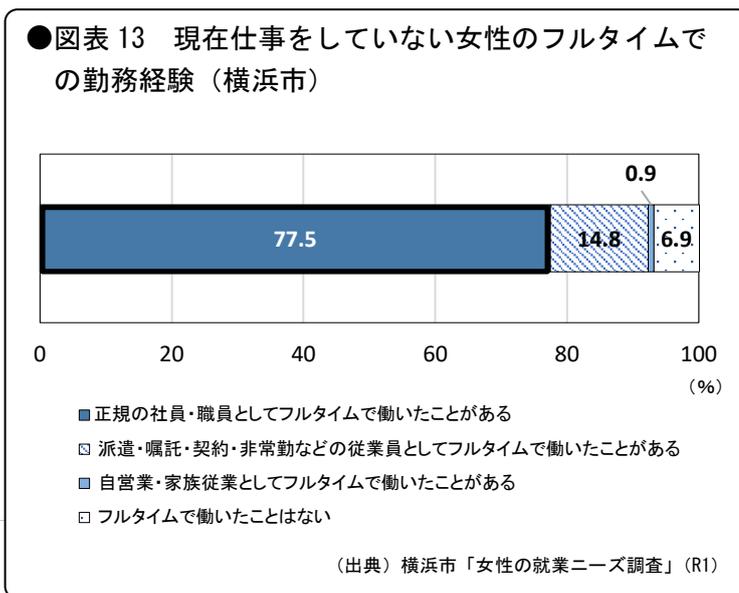
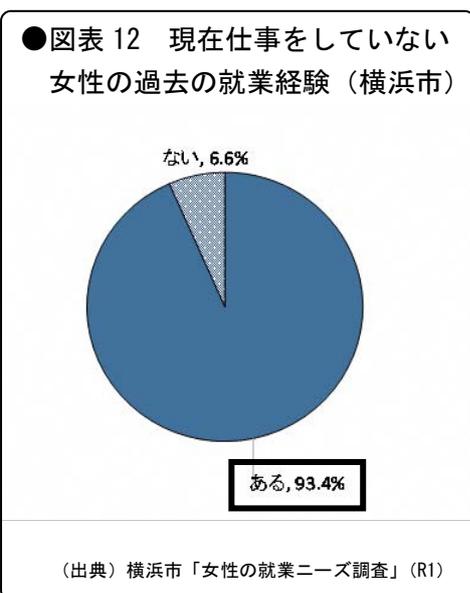
新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢の悪化は、女性比率の高い非正規雇用労働者へ特に深刻な影響を及ぼしています。国の調査では、令和2年3月以降、女性の非正規雇用労働者数について、前年同月比で大きく減少しており、令和2年12月の非正規雇用労働者数の前年同月比で86万人の減、うち女性は59万人の減となっています。



≪仕事をしていない女性の状況≫

○9割以上に就業経験あり、うち約8割は正規雇用のフルタイム勤務

現在仕事をしていない女性の過去の就業経験について、就業経験のある人が9割超、そのうち正規の社員・職員としてフルタイムで働いたことがある女性は約8割にのびります。

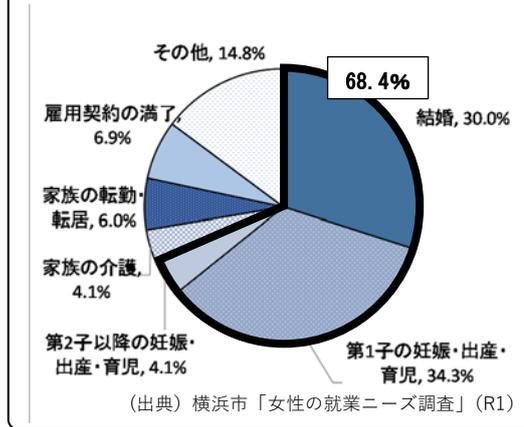


○結婚や出産を機にした離職が約7割

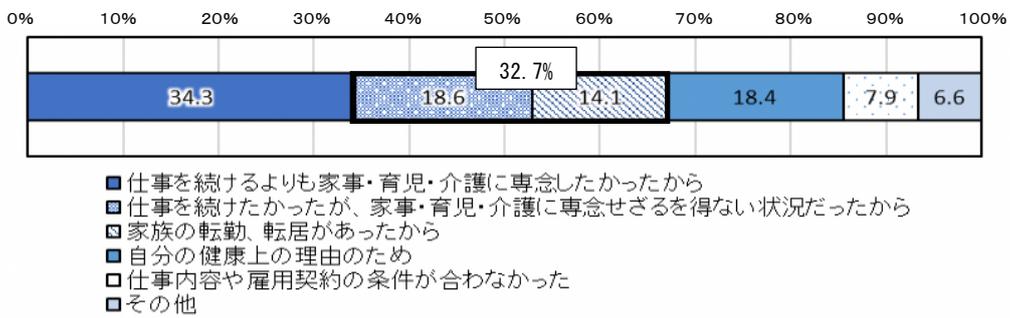
現在仕事をしていない女性のうち、約7割が結婚や出産を機に離職しています。

離職の理由については、「仕事を続けるよりも家事・育児・介護に専念したかったから」という希望による離職が約3割、家庭生活の都合による希望しない離職（「仕事を続けたかったが、家事・育児・介護に専念せざるを得ない状況だったから」「家族の転勤、転居があったから」）も約3割となっています。

●図表 14 女性の離職時期（横浜市）



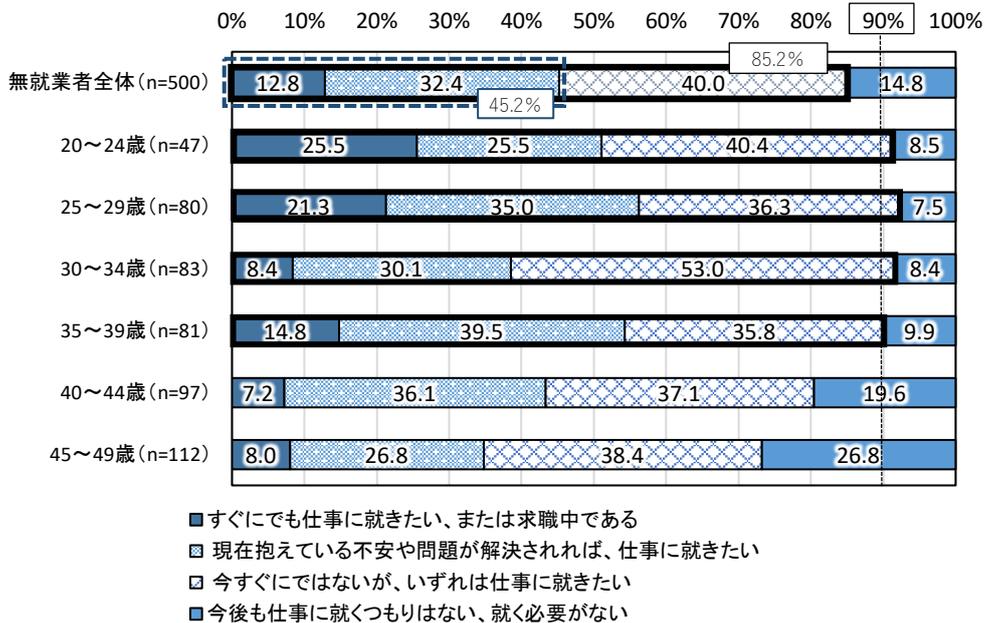
●図表 15 女性の離職理由（横浜市）



○20～30代の約9割に就業意向あり

現在就労をしていない女性の就業意向についてみると、85%の女性に今後の就業意向があり、特に20～30代の就業意向は9割を超えています。また、「すぐにでも仕事に就きたい、または求職中である」「現在抱えている不安や問題が解決されれば、仕事に就きたい」とする女性が4割を超えており、働きたいが働けない状況が多く見られます。

●図表 16 現在仕事していない女性の今後の就業希望（横浜市）



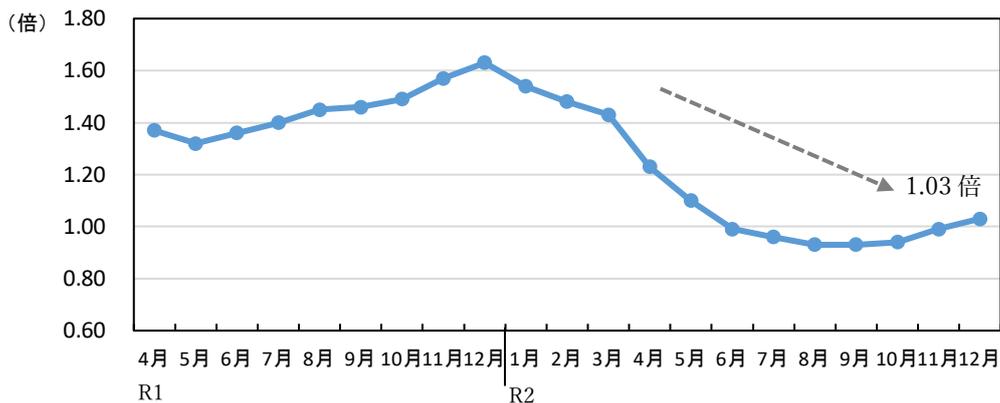
《企業や働く人の状況》

○人手不足の状況が、新型コロナの影響で急速に変化

横浜市全体の事業所の99.5%が中小企業であり、働く人の数から見ると、中小企業で働く人は約6割となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大以前は、労働力を不足と感じる事業所の割合は全国的に増加傾向にあり、横浜市内の事業所においても人手不足の状況が続いていました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、有効求人倍率が低下しています。

●図表 17 有効求人倍率（横浜市）

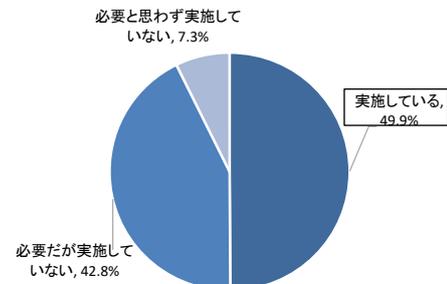


○道半ばのワーク・ライフ・バランス実現、新型コロナの影響で変革の局面に

平成30年に働き方改革関連法案が成立しましたが、ワーク・ライフ・バランス実現のための取組を実施している市内企業は約5割に留まっています。

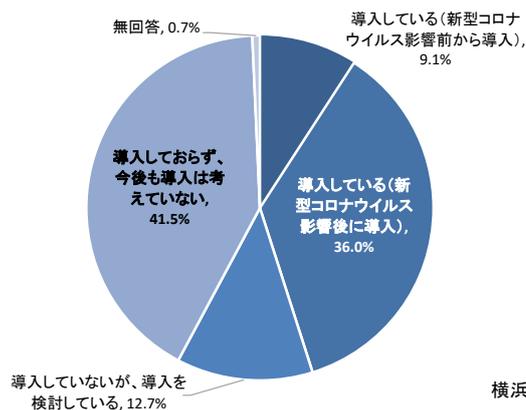
一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、テレワークの導入は急速に進んでおり、今後の動向が注目されます。

●図表 18 市内企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組（横浜市）



（出典）横浜市「男女共同参画に関する事業所調査」(R2)

●図表 19 市内企業におけるテレワーク導入状況（横浜市）



- ・ コロナ以前から導入 : 9.1% (6.3%)
- ・ コロナ後に導入 : 36.0% (28.0%)
- ・ 今後導入を検討 : 12.7% (13.7%)
- ・ 導入は考えていない : 41.5% (51.3%)

※括弧内は中小企業の数値

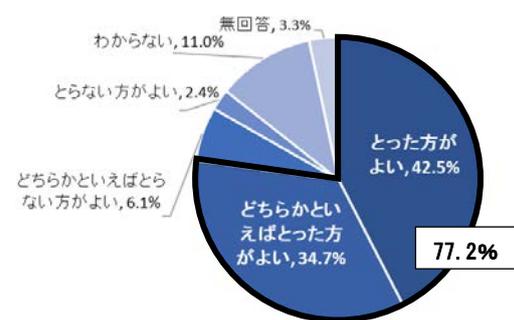
横浜市「景況・経営動向調査 第113回（特別調査）」(R2.6月) から作成

○男性の育休取得率は上昇傾向も2割に満たず

男性の育児休業取得に対する市民意識は、肯定的な考え方の割合が約8割となっています。しかし、実際の男性の育児休業取得率については、近年は増加傾向にありますが2割に満たない状況にあります。

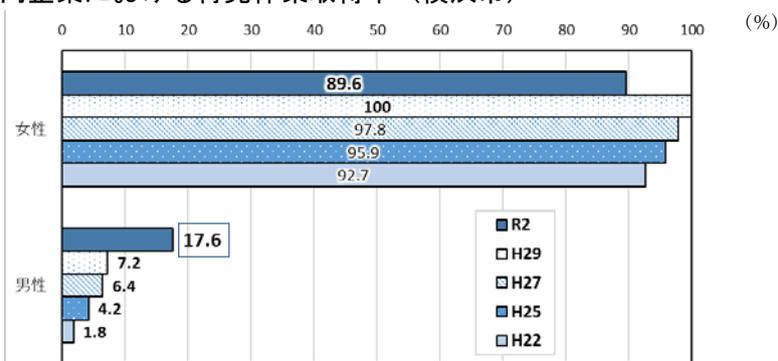
男性の家事・育児への参画促進を働きかけるとともに、育児休業を取得しやすい職場環境づくりが求められています。

●図表 20 男性の育児休業取得に対する市民意識（横浜市）



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(R2)

●図表 21 市内企業における育児休業取得率（横浜市）



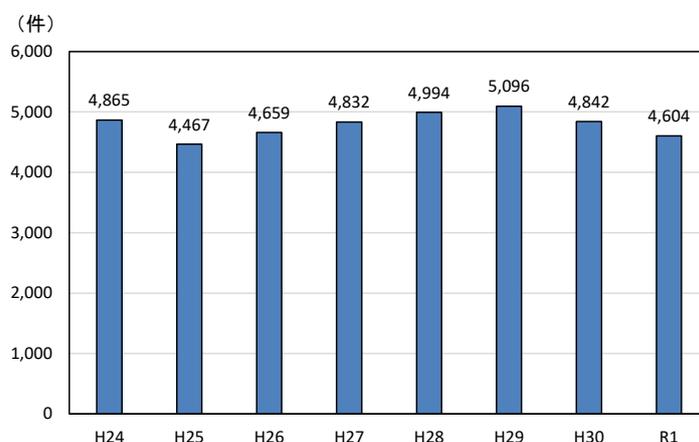
(出典) 横浜市「男女共同参画に関する事業所調査」(R2)

≪ DV被害の状況 ≫

○新型コロナウイルスによる深刻化懸念

近年、市内のDVの相談件数は5,000件前後で推移していますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や休業等が長引く中、生活不安やストレスによる被害の深刻化が懸念されています。なお、全国のDV相談件数は、令和元年度に過去最多となり、令和2年度(11月分まで)も前年比1.5倍で推移しています。横浜市においても、今後の動向について注視していく必要があります。

●図表 22 DV相談件数（横浜市）

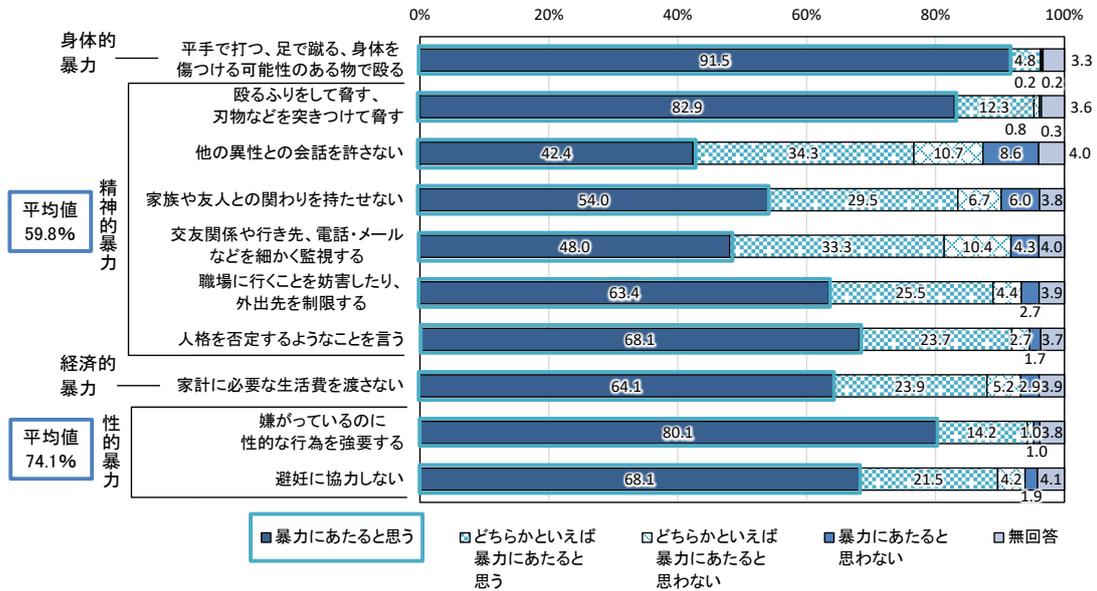


横浜市「第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画」(R1) から作成

○DVの理解度

配偶者やパートナー、交際相手の間で行われるそれぞれの行為が、「暴力にあたると思う」と回答した割合は、精神的暴力6事例の平均値は約6割、性的暴力2事例の平均値は7割超となっています。

●図表 23 配偶者やパートナー、交際相手の間での暴力と思われる行為（横浜市）



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(R2)

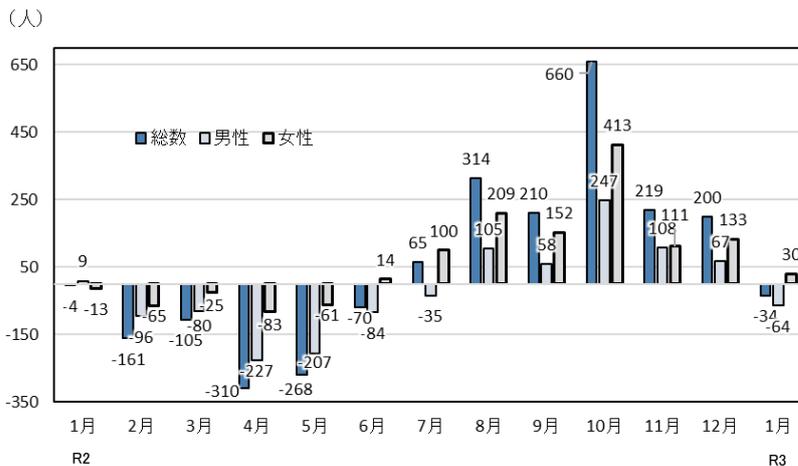
《自殺に関する状況》

○コロナ禍における女性の自殺者の増加

厚生労働省の人口動態統計において、横浜市の自殺者数は、平成22年以降減少傾向にあり、男女別にも、男性は平成22年、女性は平成23年をピークに減少傾向にありました。

令和2年の全国の自殺者数の対前年比は、警察庁の公表する自殺者数※では、6月までは減少していましたが、7月以降は増加しており、中でも女性の増加が目立っています。

●図表 24 男女別の自殺者数の対前年比（全国）



※警察庁「自殺者数」について
 ・日本における日本人及び日本における外国人の自殺者数
 ・捜査等により、自殺であると判明した時点で計上
 ・発見地に計上。警察庁の自殺統計原票を基に、翌年の春に公表(毎月、暫定値を公表)

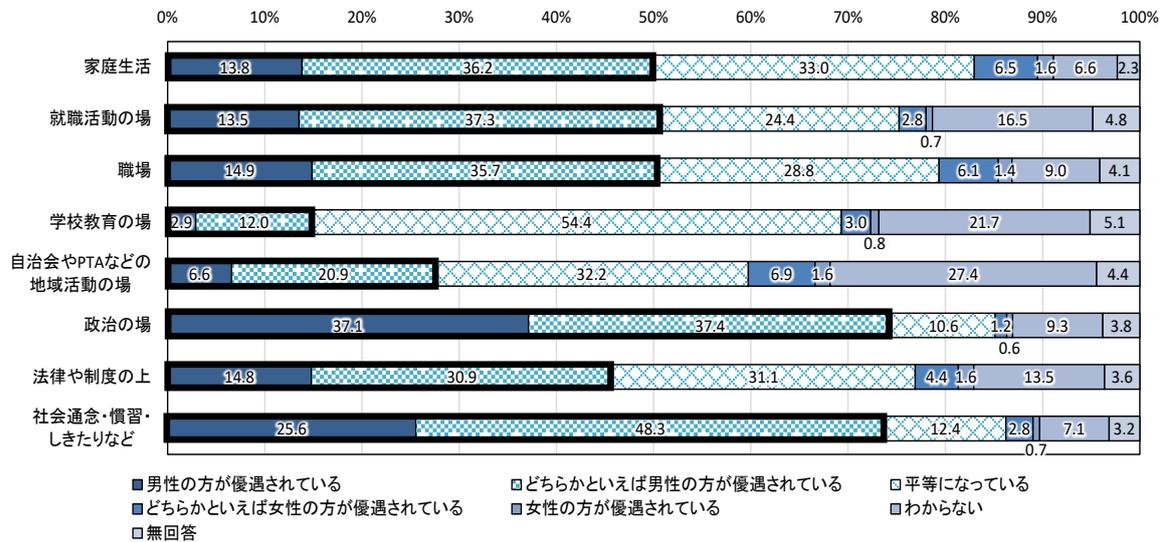
警察庁「自殺者数」(R3.1月末速報値)から作成

≪ 男女の地位の平等感、性別役割分担 ≫

○ 男女の地位は「男性が優遇」多数

男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」（「優遇されている」と「どちらかといえば優遇されている」）と思う人が多い分野は、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」が圧倒的で、「家庭生活」「就職活動の場」「職場」も高い割合です。一方、「学校教育の場」は「平等になっている」と感じる人が多くなっています。

● 図表 25 男女の地位の平等感の有無（横浜市）

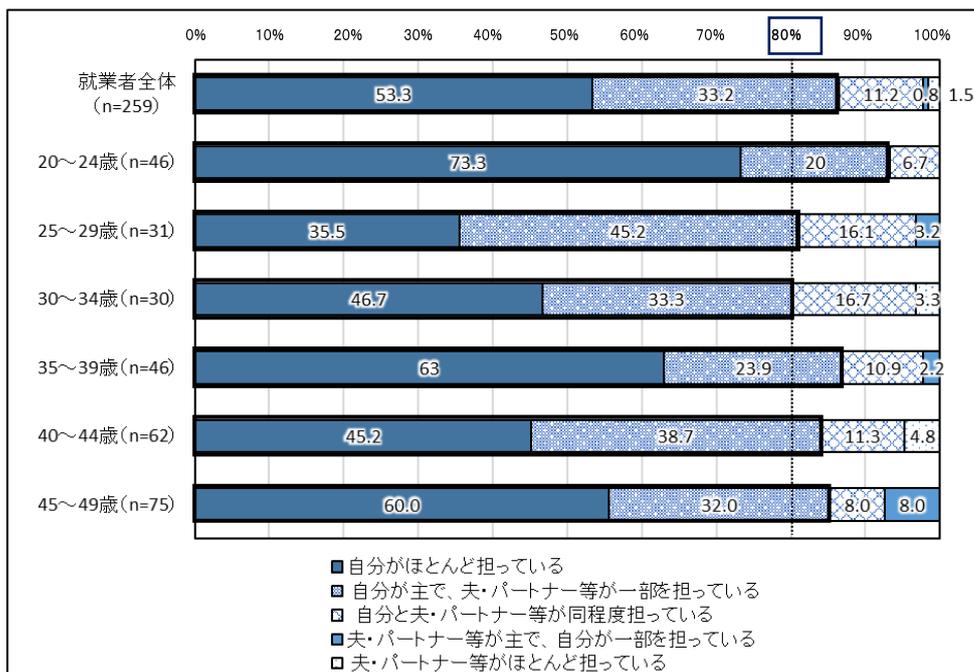


（出典）横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」（R2）

○ 家庭生活における役割分担状況

夫・パートナー等がいる働く女性の家事・育児・介護の分担状況をみると、「自分がほとんど担っている」「自分が主で、夫・パートナー等が一部を担っている」が8割超となっており、共働き世帯であっても、家事・育児・介護の負担は女性に偏っています。

● 図表 26 夫・パートナー等がいる働く女性の家事・育児・介護の分担状況（横浜市）



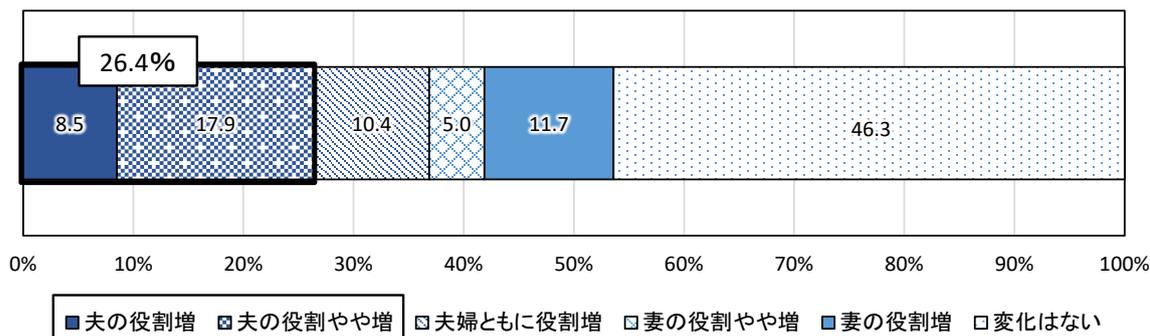
（出典）横浜市「女性の就業ニーズ調査」（R1）

○コロナの影響により家庭における役割に変化の兆し

新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や在宅勤務により、家で過ごす時間が多くなったことから、家事・育児に関する夫の役割が増えたと回答した割合は3割近くにのぼります。

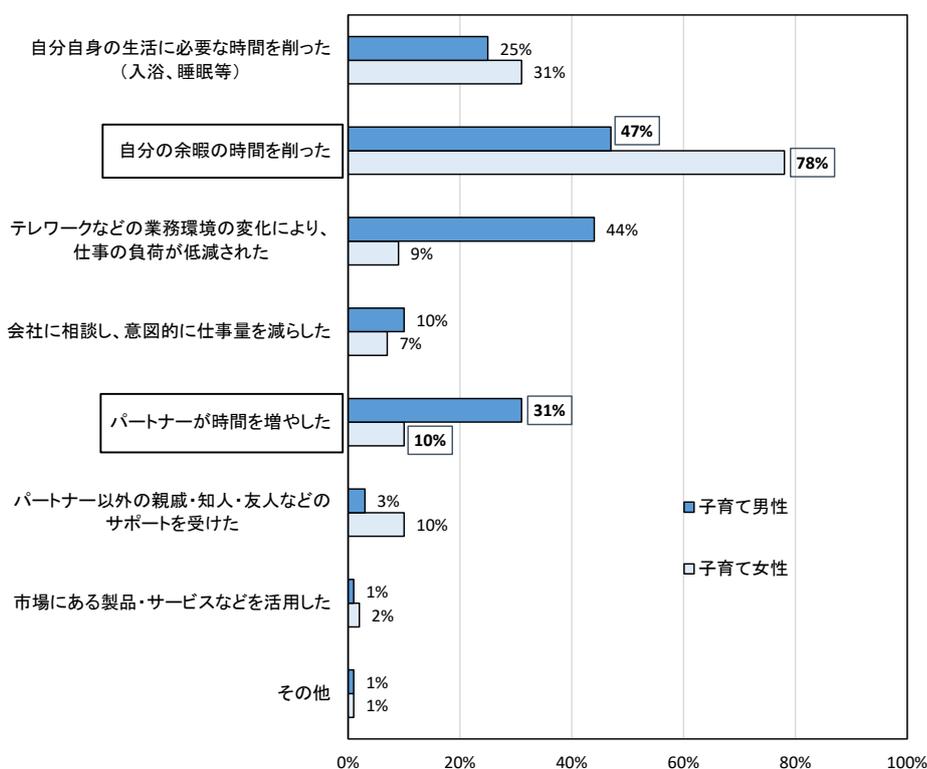
一方で、家で過ごす時間が多くなったことから増えた家事・育児の捻出方法に関する調査において、「自分の余暇時間を削った」という回答は女性が約8割に対して男性は約5割、「パートナーが時間を増やした」という回答は女性が1割に対して男性は約3割となっており、女性に負担が偏りがちと考えられます。

●図表 27 新型コロナウイルス感染症拡大による「家事・育児の役割分担」への影響(全国)



内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(R2) から作成

●図表 28 新型コロナウイルス感染症拡大により増えた家事・育児時間の捻出方法(全国)



野村総合研究所「新型コロナウイルス感染症拡大による生活の変化に関するアンケート」(R2) から作成

2 国際社会及び国の動向

(1) 国際社会の動向

○国際基準と国連機関

国際社会においては、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議において採択された「北京宣言・行動綱領」が女性活躍・男女共同参画の国際的な基準となり、以降5年ごとに、世界全体で進捗と課題を振り返る取組が行われてきました。

平成22年（2010年）には、女性の地位向上を進めてきた4つの国連機関を統合・強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力の撤廃などが重点分野として取り組まれてきました。

平成27年（2015年）には、「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、持続可能性に関する世界の諸問題についての17のゴールが示されました。この中で目標5「ジェンダーの平等の達成とすべての女性と女兒のエンパワーメント」は、すべてのSDGsを達成するために不可欠な手段であるとして、国際的な取組の加速化が図られています。

○主要国首脳会議等での取組

ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関しては、主要国首脳会議（G7）やアジア太平洋経済協力（APEC）等においても継続的に取り上げられてきました。

令和元年（2019年）5月、フランスでG7男女共同参画担当大臣会合が開催され、「男女平等に関するパリ宣言」が取りまとめられました。6月のG20大阪首脳宣言では、女性のエンパワーメントに関する項目が本格的に盛り込まれ、9月には、APEC女性と経済フォーラム（チリ・ラ・セレナ）において、2030年までの努力目標を定めた「女性と包摂的成長のためのラ・セレナ・ロードマップ」が取りまとめられました。

○日本の状況と国際協調の必要性

この間、日本においても様々な取組が行われていますが、世界経済フォーラムが発表するジェンダー・ギャップ指数2020において、日本は153か国中121位と過去最低となりました。特に経済分野（153か国中115位）と政治分野（同144位）が低く、男女平等や女性活躍の取組において国際的に後れを取っている状況が明らかになっています。

令和2年（2020年）は北京宣言から25周年、UN Women 設立から10年、SDGs 採択から5年の節目の年です。折しも新型コロナウイルス感染症の拡大により世界規模での社会的危機下にあります。国連は4月の報告書で、新型コロナウイルス感染症が女性及び女兒に及ぼす悪影響は、健康から経済、安全、社会保障に至るまでのあらゆる領域で大きくなっていることを指摘し、女性への影響を踏まえた政策的対応の重点事項を示しました。また、同年4月の国連事務総長声明では、各国政府に対し、「女性に対する暴力の防止と救済を新型コロナウイルス感染症に向けた国家規模の応急対応のための計画の重要項目とすること」を要請しています。ジェンダーの視点に立った政策立案と具体的な対応に向けて、国際的な協調がますます重要になっています。

(2) 国の動向

国においては、平成 11 年（1999 年）に男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において施策や法整備が推進されてきました。

- 平成 25 年（2013 年）4 月、「待機児童解消加速化プラン」策定。集中的な保育所整備等
- 平成 25 年 6 月、「日本再興戦略」を閣議決定。翌年 6 月の「『日本再興戦略』改訂 2014」において、「女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築」の打ち出し
- 平成 27 年（2015 年）6 月、すべての女性が輝く社会づくり本部にて「女性活躍加速のための重点方針 2015」を決定。以後毎年重点方針を決定。同年 8 月、「女性活躍推進法」（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が 10 年間の時限立法として成立（平成 28 年（2016 年）4 月全面施行）。
- 平成 27 年 12 月、「第 4 次男女共同参画基本計画」を閣議決定
- 平成 28 年（2016 年）3 月、国の公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する指針を決定
- 平成 28 年 9 月以降、働き方改革実現会議を開催。翌年 3 月に「働き方改革実行計画」を決定
- 平成 29 年（2017 年）6 月、「子育て安心プラン」公表、待機児童解消策の強化等
- 平成 29 年 7 月、性犯罪に関する刑法の一部改正。強姦罪の構成要件変更、性犯罪の厳罰化等
- 平成 30 年（2018 年）5 月、政治分野における女性の参画拡大に向けて、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行
- 平成 30 年 7 月、「働き方改革関連法」（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）公布、働き方改革の総合的かつ継続的な推進、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等
- 平成 30 年 10 月、女性に対するあらゆる暴力の根絶について、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の全都道府県への設置を達成
- 令和元年（2019 年）6 月、女性活躍推進法改正。令和 2 年 6 月 1 日から常時雇用する労働者数 301 人以上の企業について、一般事業主行動計画の策定や情報公表の取組を強化。令和 4 年 4 月 1 日から、労働者数 101 人以上の企業まで、一般事業主行動計画の策定・情報公表の義務化を拡大
- 令和元年 6 月、労働施策総合推進法改正。パワーハラスメント防止対策の法制化、大企業は令和 2 年 6 月 1 日から、中小企業は令和 4 年 4 月 1 日から、パワーハラスメント防止対策の義務化等
- 令和 2 年（2020 年）6 月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を閣議決定、「性犯罪に関する刑事法検討会」を設置
- 令和 2 年 9 月、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を設置
- 令和 2 年 12 月、「第 5 次男女共同参画基本計画」を閣議決定

第Ⅲ章 計画の全体像

1 基本姿勢

(1) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGsとは、2015年9月、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸問題の解決に統合的に取り組み、持続的な世界を実現するための17の目標を定めています。

「横浜市中期4か年計画 2018～2021」では、計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいくこととしています。「第5次横浜市男女共同参画行動計画」においても、SDGsの視点を包括的に取り入れ、男女共同参画施策を推進するにあたって、誰一人取り残さない決意で、地域や企業、関係団体など、様々な担い手と協働・連携しながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

同時に、市の政策・施策を進める際の基本的な視点として、目標5「ジェンダー平等を実現」を位置付けられるよう、計画の推進体制を整備・強化します。



(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた取組

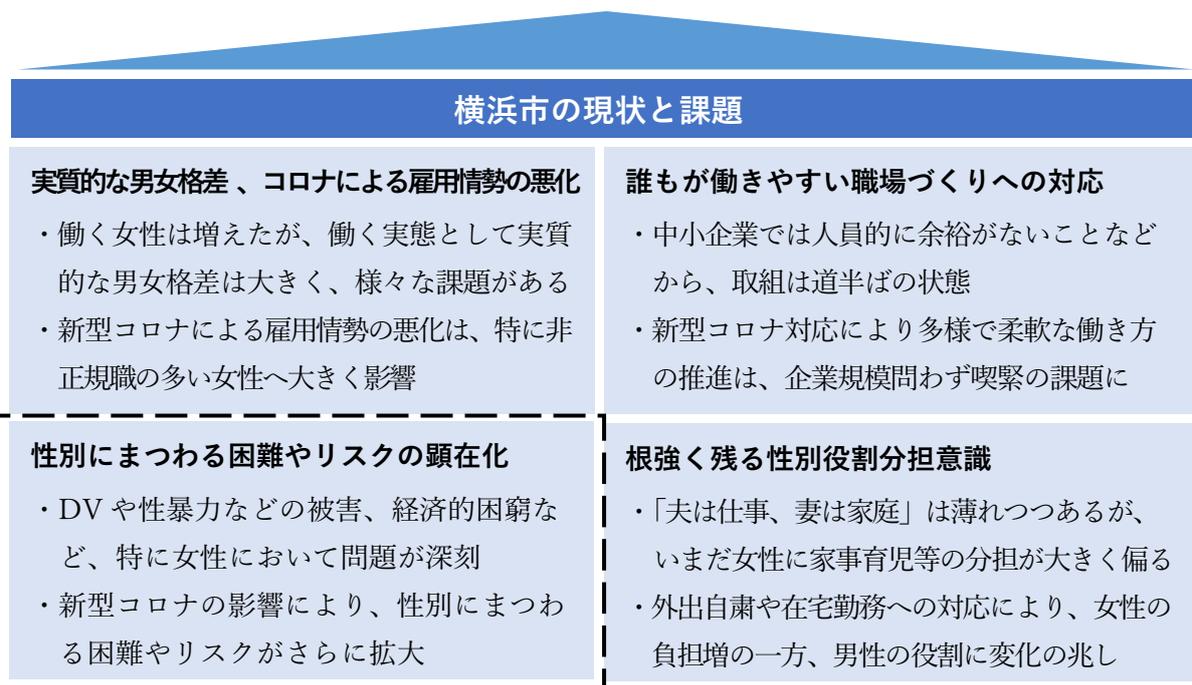
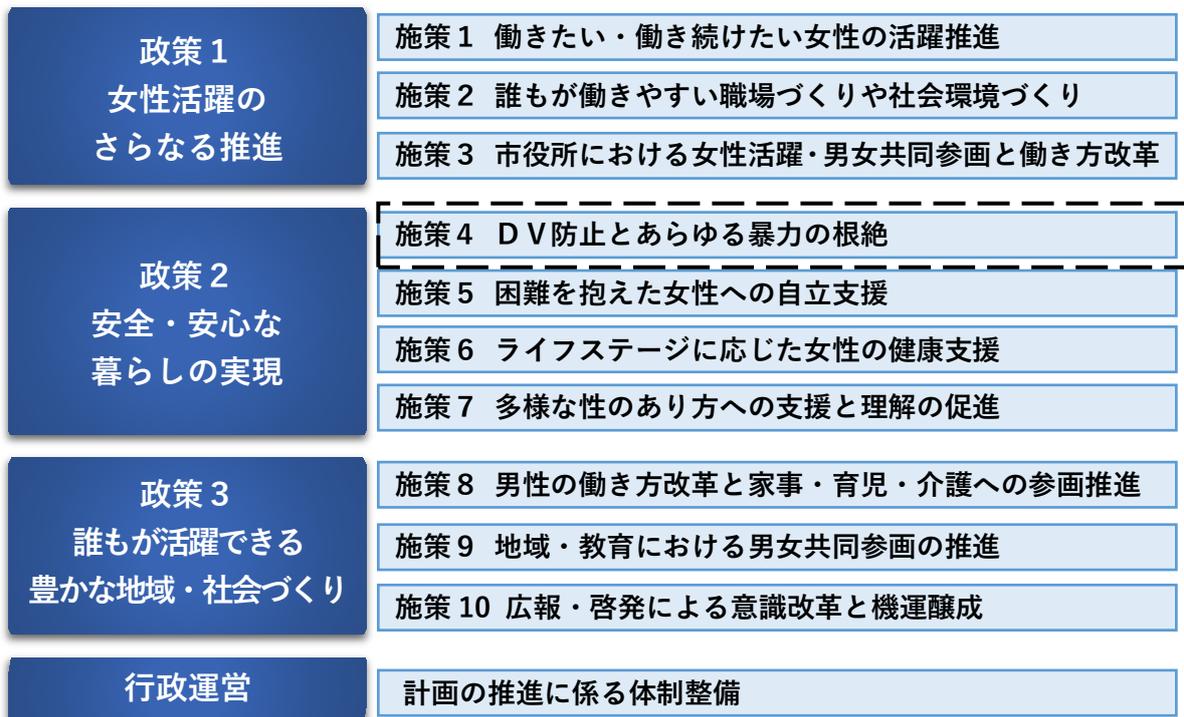
新型コロナウイルス感染症の拡大により、労働環境や家庭環境を含む社会環境は急激に変化しています。男女共同参画施策の推進に際しては、深刻な影響（休業・失業等による経済的困窮やDVの深刻化、家庭生活における家事・育児等の負担増）と新たな可能性（テレワークの拡大や在宅時間の増加等）について十分に検証し、中長期的に対応を進めていく必要があります。本計画を推進するにあたって、社会情勢の変化に合わせて、各取組の見直しを随時行っていきます。

(3) 市役所が率先する姿勢

女性活躍・男女共同参画の推進にあたっては、市役所が自ら率先して取り組み、その姿勢を示すことで、市内企業や市民の理解促進、取組の推進につなげていきます。本計画に、市役所の取組を幅広く盛り込み、男性の育児休業の取得促進や職場・職種ごとの課題解決など、全ての職員にとって活躍しやすい職場環境の実現を目指します。

2 施策体系

基本姿勢を重視しながら、横浜市の現状と課題を踏まえた「3つの政策」と「10の施策」「行政運営」により、計画を推進します。



3 指標

行動計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、本計画では「**成果指標**」と「**活動指標**」の2つの指標を設定します。5か年で達成すべき目標値を掲げ、概ね1～2年ごとに定点観測しながら、計画の進捗管理にいかしていきます。

成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現に向けて、社会の達成状況を測るための数値目標 ・分野横断的に様々な政策や取組が複合的に関わり成果を生み出すことから、代表的なものを <u>行動計画全体に対して設定</u> します
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画に基づく取組の想定事業量や、取組の進捗状況を測る統計データ ・具体的な取組・事業の進捗状況を測るものであるため <u>施策ごとに設定</u> します (施策10「広報・啓発による意識改革と機運醸成」は、施策1～9を広報・啓発の面から集約した施策であるため、活動指標は設定しません)

●成果指標

* 令和7年度までに達成を目指す数値

成果指標	現状値	目標*
管理職に占める女性の割合	市内企業 課長級以上 17.2% (令和2年度) 市役所責任職※1 課長級以上 17.9% 係長級以上 23.7% (令和2年4月1日)	30%以上
男性の育児休業・休暇取得率	市内企業 育児休業 17.6% (令和2年度)	30%
	市役所※2 育児休業 16.5% 1か月以上 10.2% (令和元年度)	1か月以上 30% ※3
	市役所※2 育児関連休暇※4 78.0% (令和元年度)	100%
家庭生活において男女が平等になっていると思う市民の割合	33.0% [男性 40.9%] [女性 25.3%] (令和2年度)	10ポイント増
市民のDVの理解度※5	精神的暴力 59.8% 性的暴力 74.1% (令和2年度)	各10ポイント増

※1: 教職員及び特別職を除く

※2: 企業局職員及び市立学校教職員を除く(ただし、市立高校教職員は含む)

※3: 育児休業取得率(全数)の目標値は、次期横浜市職員の女性ポテンシャル発揮・ワークライフバランス推進プログラム策定年度(令和3年度)に設定

※4: 「配偶者の出産のための休暇」「男性職員の育児参加休暇」を3日以上

※5: 男女共同参画に関する市民意識調査における精神的暴力、性的暴力について「暴力にあたると思う」と答えた市民の割合。精神的暴力は6事例、性的暴力は2事例の平均値

●活動指標

* 令和7年度までに達成を目指す数値
 【目標年度が計画期間の途中年度となっている場合は、その年度に到達した時点で目標値を見直します】

政策	施策	活動指標	現状値	目標*
政策1	1	女性の就労支援窓口への相談件数※1	2,762件 (令和元年度)	2,800件 (令和3年度)
		女性管理職登用に向けた取組を実施している企業の割合	21.4% (令和2年度)	30%
		女性起業家の支援件数※2	1,345件 (令和元年単年度)	6,000件 (令和3-7年度累計)
	2	よこはまグッドバランス賞認定企業数	199社 (令和2年度)	300社
		横浜健康経営認証制度新規認証事業所数	585事業所 (平成30-令和2年度累計)	785事業所 (平成30-令和7年度累計)
		保育所待機児童数	27人 (令和2年4月1日)	0人
		ハラスメント対策を実施している企業の割合※3	36.8% (令和2年度)	50%
	3	市職員の年次休暇取得率(10日以上)	市役所職員※4 75.9%(令和元年度) 市立学校教職員 75.4%(令和元年度)※5	100%
		市役所における女性職員の係長昇任試験受験率(事務A区分)	21.9% (令和2年度)	50%
		女性割合40%未満の附属機関数(3人以下の附属機関を除く)	59機関 (令和2年4月1日)	30機関
政策2	4	DVに関する相談窓口の認知度※6	70.6% (令和2年度)	80%
		DVに関する相談件数	4,604件 (令和元年度)	5,300件 (令和6年度)
	5	市の支援事業によるひとり親の就労数	337人 (令和元年単年度)	2,300人 (令和2-6年度累計)
	6	産婦健康診査の受診率	83.4% (令和元年度)	89.0% (令和6年度)
		子宮頸がん・乳がん検診の受診率	子宮頸がん52.2% 乳がん51.6% (令和元年度)	各50%維持 (令和4年度)
7	多様な性のあり方を理解している市民の割合※7	70.9% (令和2年度)	80%	
政策3	8	平日・共働き世帯における女性と男性の家事・育児・介護時間の割合	4:1 (令和2年度)	3:1
		地域の父親育児支援講座の参加者数	728人 (令和元年単年度)	7,640人 (令和2-6年度累計)
	9	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」とは考えない市民の割合※8	53.4% (令和2年度)	10ポイント増
女性の視点を取り入れた地域防災訓練を実施している地域防災拠点数		163/459拠点 (令和元年度)	230拠点※9	

- ※1: 男女共同参画センター「女性としごと 応援デスク」相談及び横浜市就職サポートセンター女性就労相談の合計件数
- ※2: 「女性起業家のための経営・創業相談、講座」等を通じて支援した件数
- ※3: 職場のあらゆるハラスメントについて、対策を実施している事業所の割合
- ※4: 企業局職員及び市立学校教職員を除く(ただし、市立高校教職員は含む)
- ※5: 市立高校教職員を除く
- ※6: 男女共同参画に関する市民意識調査において、相談先として具体的な名称を1つ以上回答した人の割合
- ※7: ヨコハマeアンケート「LGBTなど性的少数者に関するアンケート」において、性的少数者に対するイメージについて「多様性や個性のひとつである」と回答した人の割合
- ※8: 男女共同参画に関する市民意識調査において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対して「反対」「どちらかという反対」と回答した人の割合
- ※9: 全地域防災拠点が女性の視点を取り入れた防災訓練を2年に1回実施することを目標として設定

政策2 安全・安心な暮らしの実現

◆DVの正しい理解促進に向けて広報啓発を行うとともに、DVへの相談対応と被害者支援の充実を図ります。特に若年層のデートDV防止への取組を強化します。また、性犯罪や性暴力の根絶に向けて、関係機関と連携して被害者支援に取り組みます。

◆経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難を抱える女性への自立支援を充実させます。

◆ライフステージに応じて変化の大きい女性の健康課題に対して支援を行うとともに、妊娠・出産等に関する若い世代への正しい知識の普及を図ります。

◆多様な性のあり方への理解促進と、性的少数者への支援に取り組みます。

施策4 DV防止とあらゆる暴力の根絶



施策5 困難を抱えた女性への自立支援



施策6 ライフステージに応じた女性の健康支援



施策7 多様な性のあり方への支援と理解の促進



施策 4

DV防止とあらゆる暴力の根絶

◆目標と方向性

DV防止と被害者の支援に向けて、**相談支援、安全確保、自立に向けた支援**の取組を進めます。特に**若年層向けの啓発・教育や相談窓口の充実**、児童虐待対応部署と連携した対応の強化を図ります。

さらに、性暴力や性犯罪等、性や性別に関わる**あらゆる暴力の防止と社会的理解の促進、被害者等支援**などの取組を推進します。

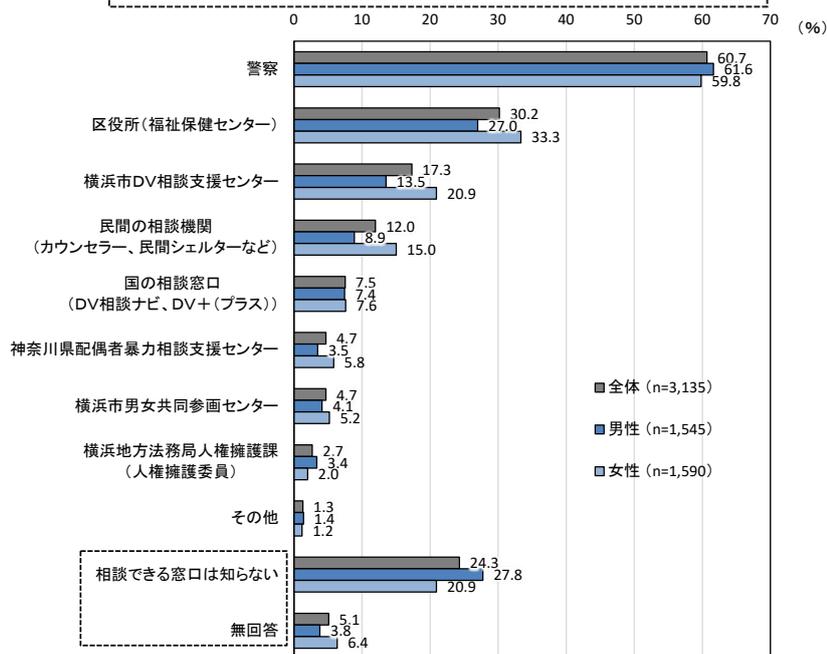
◆現状と課題

- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大以前の横浜市のDV相談件数は、**横ばい**（年間約 5,000 件）でした。【図表 22 (P.10)】
しかし、新型コロナウイルス感染症による外出自粛や在宅勤務、休業や失業が増加する中、相談現場には経済的困難や家庭生活の負担増による家庭関係の不和や悪化の声が多く寄せられ、**DVの深刻化が懸念**されています。相談体制の充実や被害者支援とともに、**暴力の未然防止や根絶につながる正しい理解の普及**に向けて、広報・啓発の充実を図る必要があります。
- ◆ **DVに関する相談窓口の認知度**（男女共同参画に関する市民意識調査において、相談先として具体的な名称を1つ以上回答した人の割合）は**70.6%**となっています。【図表 43】
- ◆ DV被害者及びその同伴家族に対する**安全の確保や保護から自立に向けた相談・支援を総合的に行う**とともに、**関係機関との更なる連携強化も必要**です。

図表 43 DVに関する相談窓口の認知度（横浜市、複数回答）

相談先として具体的な名称を1つ以上回答した人の割合:70.6%

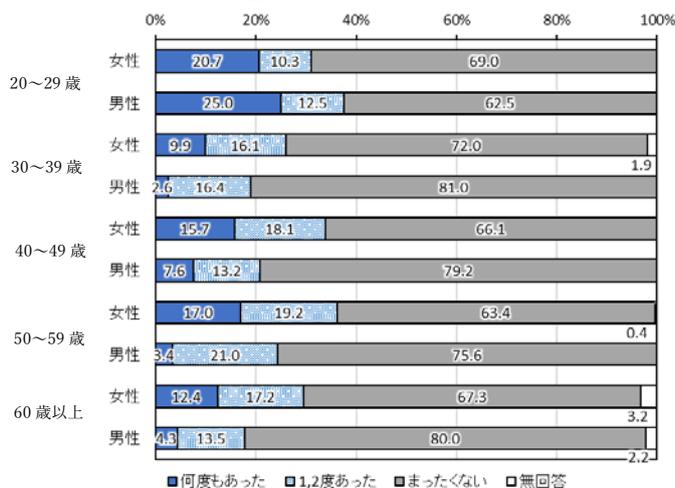
⇒ 100% - (「相談できる窓口は知らない24.3%」+「無回答5.1%」)



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(R2)

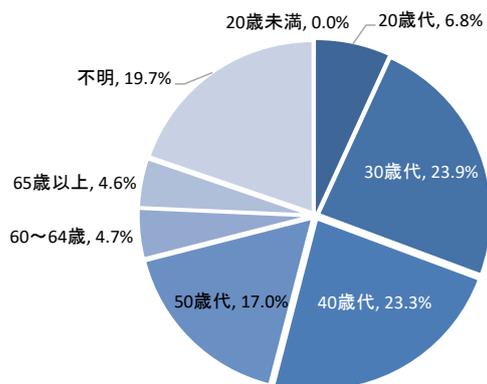
- ◆ 内閣府の調査によると、配偶者からの暴力被害について「何度もあった」と回答した人の割合は**20代が一番高く**（男性：25.0%、女性：20.7%）なっていますが、横浜市DV相談支援センターに相談した人の年齢は**20代以下が他の世代に比べて非常に少ない**（6.8%）状況です。【図表44、図表45】
- ◆ **若い世代への理解促進も重要**であり、若年層に身近なSNS等を活用してデートDV防止の啓発や相談対応を充実させる必要があります。
- ◆ **DV加害者更生のための支援**が求められています。
- ◆ DVの起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に起きている場合が少なくありません。子ども自身が直接暴力を受けている場合のほか、**子どもの面前でのDVは子どもに対する心理的虐待に当たります**。また、DV被害者は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を抑止することできなくなる場合があります、**児童虐待が深刻化**することがあります。
- ◆ 法務省「犯罪白書」（令和元年度）における平成30年度の強制わいせつの認知件数は、男性が188件に対して女性は5,152件であり、**性暴力の被害者は女性が圧倒的に多くなっています**。【図表46】

図表44 配偶者からの暴力の被害経験（全国、性・年齢別）



内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（H29）から作成

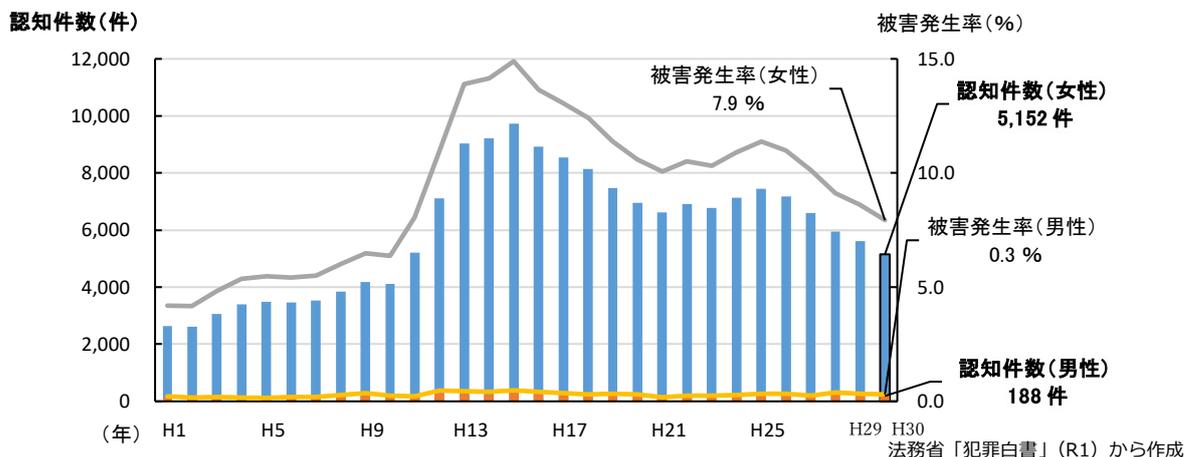
図表45 横浜市DV相談支援センターの相談者の年齢（法の対象となるDV被害者相談※）



※婚姻関係にある／あった者（事実婚及び生活の本拠を共にする交際相手を含む）からの暴力に関する相談（1,042件）

横浜市DV相談支援センター相談者数（R1）から作成

図表46 強制的性交等・強制わいせつの認知件数・被害発生率の推移（全国）



法務省「犯罪白書」（R1）から作成

◆活動指標

	指標	現状値	目標(令和7年度)
1	DVに関する相談窓口の認知度※	70.6% (令和2年度)	80%
2	DVに関する相談件数	4,604件 (令和元年度)	5,300件 (令和6年度)

※男女共同参画に関する市民意識調査において、相談先として具体的な名称を1つ以上回答した人の割合

◆主な取組(事業)

1	DVの相談支援体制の充実	所管	政策局、 こども青少年局、区
<p>こども青少年局を統括・調整部門とし、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」の機能を果たし、DV被害者への相談・支援を行うとともに、関係機関との連携強化により、体制の充実を図ります。また、職員等への研修を実施し、支援者の育成と資質向上を図ります。さらに、神奈川県「かながわDV相談LINE」や国の「DV相談+(プラス)」など、SNS相談も含めて相談窓口の周知を行います。</p>			
主な取組	① 横浜市におけるDV相談の実施 ② 関係機関との連携・情報共有		
事業量 (現状値)	① DV相談件数(令和元年度:4,604件) ② DV施策推進連絡会の開催(令和元年度:1回)		

2	DV被害者の自立に向けた支援	所管	政策局、こども青少年局、 建築局、区
<p>関係機関や民間団体と連携し、被害者の保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。また、多様化する被害者のニーズや背景に対応するため、民間支援団体と協働し、一時保護施設等退所後の生活の安定を図るための支援を行う「退所後支援事業」や、一時保護には至らないものの支援が必要な場合に、一時的な居場所の提供と相談支援を行う「女性のための一時宿泊型相談支援事業」等を本格実施します。</p> <p>さらに、市営住宅入居者募集におけるDV被害者世帯の優遇を行うとともに、居住支援協議会の相談窓口や居住支援団体と連携し、DV被害者等の入居を支援します。DV被害を認識した際に事前申込みなしで参加できる心のケア講座や、被害者のサポートグループ等のプログラムを実施します。</p>			
主な取組	① 女性緊急一時保護施設補助事業 ② 一時保護施設等退所者へのアフターフォロー ③ 一時保護以外の相談支援等 ④ 住宅確保の支援(市営住宅・住宅セーフティネット事業) ⑤ サポートグループの運営 ⑥ 女性のための心のケア講座		
事業量 (現状値)	① 補助団体数(令和元年度:4団体) ② 退所後支援事業(令和2年度:実施) ③ 女性のための一時宿泊型相談支援事業(令和2年度:実施) ④ 市営住宅募集における当選倍率優遇世帯数(令和元年度:6世帯) ⑤ 利用者数(令和元年度:のべ38人) ⑥ 参加者数(令和元年度:のべ121人)		

3	加害者対応に関する取組	所管	こども青少年局、 健康福祉局
<p>DV加害者更生プログラムを行っている民間団体の活動を支援します。また、「横浜市再犯防止推進計画」に基づき、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよう、更生支援を推進します。</p>			
主な取組	① 加害者更生プログラム実施団体への支援 ② 更生支援(横浜市再犯防止推進計画)		
事業量 (現状値)	① 支援した人数(令和元年度:のべ569人) ② 計画の推進		

4	DV防止・暴力の根絶に向けた正しい理解の普及	所管	政策局、区
<p>DVが重大な人権侵害であることが社会で共通の認識となるよう、DVの正しい理解の促進に取り組みます。被害者が、DVに当たる行為を受けていることをしっかり認識し、相談や公的支援に適切につながるができるよう、相談窓口に関する必要な情報を周知します。広報啓発活動では、DV防止を目的に被害者だけではなく加害者の気付きや、社会のDVIについての理解促進を促すため、チラシやカード等の紙媒体やウェブサイト、SNSを活用した情報発信を行うほか、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、区役所でもキャンペーンを展開します。</p>			
主な取組	①暴力防止キャンペーン(毎年11月) ②DVIに関する広報啓発(通年)		
事業量 (現状値)	① 市内全区での広報啓発、SNS 広告の実施(令和2年度) ② 相談窓口に関するチラシ、カードの配布、SNSによる情報発信		

5	若年層におけるデートDV防止と理解促進・性暴力に関する啓発	所管	政策局
<p>デートDVについて、理解促進を図るとともに、被害や加害への気付きを促すため、中学生・高校生等や、教育関係者向けの講座を実施します。また、若年層のニーズを踏まえ、新たにSNSを活用したデートDV相談を検討し、試行実施と検証、本格実施を進めます。広報啓発活動では、対象を絞ったSNS広告の掲出など、若年層向けの取組を強化します。また、若年層への性暴力被害が深刻化している状況を踏まえ、国のキャンペーン等と連携した広報啓発を実施します。</p>			
主な取組	① 若年層が相談しやすい体制の構築 ② 若年層を対象とした理解促進		
事業量 (現状値)	① SNSを利用した相談の実施(令和3年度:試行実施、令和4年度:本格実施) ② デートDV防止ワークショップ(令和元年度:17校21コマ) ③ SNS等による広報啓発(令和2年度:11月にSNS広告実施)		

6	児童虐待対応との連携強化	所管	こども青少年局、区
<p>児童虐待とDVは相互に重複して発生する機会が少ないことから、DV被害者とその子どもへの支援においては、横浜市DV相談支援センターと児童相談所や区の児童虐待対応部門で連携し、適切な安全確保と自立に向けた支援を行います。また、DVと児童虐待が同時に起きることやその特性についての啓発、相談先の周知を児童虐待対応部門と一体的に行っていきます。</p>			
主な取組	① 要保護児童対策地域協議会		
事業量 (現状値)	① 実施回数 (令和元年度:横浜市代表者会議2回、区代表者会議22回)		

7	性暴力・性犯罪への対応	所管	政策局、市民局
<p>性暴力を受けた被害者からの相談に応じ、関係機関や自助グループ等の情報提供を実施します。また、性暴力被害の影響からの回復を支援するため、中長期的視点に立った支援としてセルフケアグループを運営します。</p> <p>性犯罪を含む犯罪被害者等(犯罪等の被害に遭い、様々な問題に直面する市民とその家族、遺族)に対し「横浜市犯罪被害者等支援条例」に基づいて、警察やかながわ性犯罪・性暴カワnstopp支援センター「かならいん」と連携しながら総合支援窓口「横浜市犯罪被害者相談室」を中心に、相談支援、日常生活支援、経済的負担の軽減、住居支援等を行います。</p>			
主な取組	① 横浜市犯罪被害者相談室 ② セルフケアグループの運営 ③ 自助グループ支援		
事業量 (現状値)	① 相談件数 (令和元年度:のべ251件) ② 参加者数 (令和元年度:のべ12人) ③ 参加者数 (令和元年度:のべ80人)		

施策5 関連取組 **ひとり親家庭の女性への就労支援・自立支援**

コラム デートDVをなくすために

DVは、夫婦等の間だけではなく、恋人の間でも起こります。交際相手からのDVを「デートDV」といい、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、相手が傷つく言葉を言ったり、無視をしたり、行動の制限をするといったことも含まれます。「好きだから」「付き合っているから」を理由に相手を「自分のもの」として扱うことはデートDVにあたります。

内閣府の調査によると、約6人に1人が、交際相手から暴力を受けたことがあると答えています。(出典：男女間における暴力に関する調査報告書(平成30年3月))

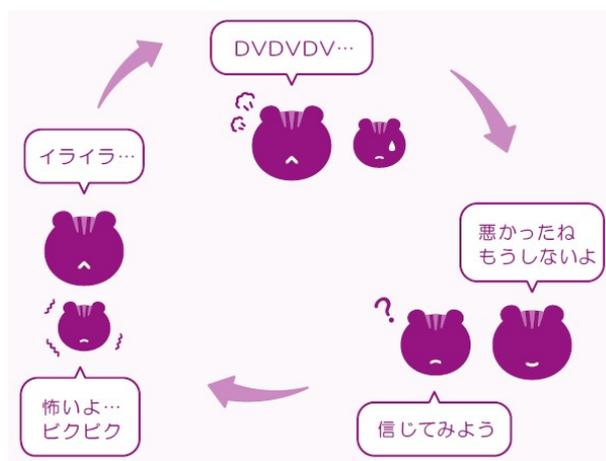
また、ある民間の調査では、交際経験がある10代の女性の44%、男性の27%、全体では38%が何らかの被害にあったと答えています。(出典：デートDV白書VOL.5 全国デートDV実態調査報告書 2017年認定NPO法人エンパワメントかながわ発行)

DVには一連のサイクルがあり、巻き込まれると簡単には抜け出せません。サイクルが繰り返されるうちに暴力が激しくなり、被害が深刻になってしまう傾向にあります。

横浜市では、中高生や大学生等を対象に、学校等からの依頼に応じてデートDV防止の出前講座を実施しています。そこでは、自分を大切にすることや、被害を見聞きしたり、自らの被害に気付いたときに何が出来るかを学びます。受講後のアンケートでは「自分には関係ないと考えていたが、他人事ではないと思った」といった学びに加え、「自分がしていることはデートDVかもしれない」という加害への気付きも報告されています。

デートDVは深刻な人権侵害であり、どんな理由があろうと許されるものではありません。恋人同士が対等でお互いを尊重し合える関係を築き、暴力に気づいたときには迅速に助けを求められるよう、デートDV防止と理解促進に向けて取組を進めていきます。

<暴力のサイクル>



(出典)内閣府男女共同参画局ホームページ

< SNS等を活用した啓発画像(横浜市) >



參考資料

第4次横浜市男女共同参画行動計画（平成28年度～令和2年度）の達成状況

取組分野Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

成果指標1	目標値	計画策定時	達成度				評価
			H28	H29	H30	R1	
市内企業及び市役所の管理職（課長相当職以上）に占める女性割合	30%	市内企業 13.5% (H25年度)	13.7% (H27年度)	15.1%	15.1% (H29年度)	17.2% (R2年度)	△
		市役所 13.0% (H26年度)	14.8%	16.3%	17.8% (H31.4.1現在)	17.9% (R2.4.1)	△
成果指標2	目標値	計画策定時	達成度				評価
横浜市附属機関の女性参画比率	50%	40.4% (H27年度)	H28	H29	H30	R1	
			40.7%	40.9%	40.7% (H31.4.1現在)	39.9% (R2.4.1現在)	△
成果指標3	目標値	計画策定時	達成度				評価
25～44歳の女性有業率	73%	①25～29歳 73% ②30～34歳 59% ③35～39歳 63% ④40～44歳 65% (H24年度)	H28	H29	H30	R1	
			① 73% ② 59% ③ 63% ④ 65% (H24年度)	① 80% ② 73% ③ 63% ④ 71% (H24年度)	① 80% ② 73% ③ 63% ④ 71% (H29年度)	①25～29歳 80% ②30～34歳 73% ③35～39歳 63% ④40～44歳 71% (H29年度)	△
成果指標4	目標値	計画策定時	達成度				評価
女性起業家支援による創業件数	170件 (5か年累計)	109件 (H22～25年度実績)	H28	H29	H30	R1	
			42件	88件	137件	168件	◎

取組分野Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

成果指標1	目標値	計画策定時	達成度				評価
			H28	H29	H30	R1	
ひとり親家庭の就労者数	1,900人 (H26～31年度までの6か年累計)	303人 (H26年度)	1,022人	1,493人	1,953人	2,290人	◎
成果指標2	目標値	計画策定時	達成度				評価
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①【精神的暴力】 交友関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】 必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】 避妊に協力しない	100%	①32.2% ②53.7% ③52.6% (H26年度)	H28	H29	H30	R1	
			①32.2% ②53.7% ③52.6% (H26年度)	①32.8% ②48.3% ③51.6% (H30年度)	①32.8% ②48.3% ③51.6%	①48.0% ②64.1% ③68.1% (R2年度)	△

取組分野Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり

成果指標 1~4	目標値	計画策定時	達成度				評価
			H28	H29	H30	R1	
男性の育児休業取得率	13%	4.2% (H25年度)	6.4% (H27年度)	7.2%	7.2% (H29年度)	17.6% (R2年度)	◎
女性と男性の 家事・育児・介護時間の割合 (共働き世帯、平日)	1対1.5	約1対3 ①男性:2時間40分 ②女性:8時間18分 (H26年度)	約1対3 ①男性:2時間40分 ②女性:8時間18分 (H26年度)	約1対5 ①男性:1時間4分 ②女性:5時間9分 (H30年度)	約1対5 ①男性:1時間4分 ②女性:5時間9分	約1対4 ①男性:1時間13分 ②女性:5時間0分 (R2年度)	△
年次有給休暇取得率	70%	新規指標のため 現状値なし	45.4% (H27年度)	50.8%	50.8% (H29年度)	62.6% (R2年度)	/
さまざまな地域活動に参加 したことがない人の割合 (直近3年間)	20%	36.9% (H26年度)	36.9% (H26年度)	50.8% (H30年度)	50.8%	48.4% (R2年度)	△

評価基準

- ◎…目標値を上回った
- …おおむね目標値どおり
- △…目標意を下回った

第5次横浜市男女共同参画行動計画（素案）パブリックコメント実施結果

1 実施概要

(1) 実施期間

令和3年1月8日（金）から2月8日（月）まで

(2) 募集方法

ア 素案概要版リーフレットの配布

（市役所市民情報センター、区役所、図書館、男女共同参画センター、各区地域子育て支援拠点等）

イ ホームページへの掲載及びSNSによる周知

（横浜市LINE、Twitter/男女共同参画センターFacebook、Twitter）

2 実施結果

(1) 意見数

ア 人数及び件数

	第5次計画	第4次計画
人数（名）	282	84
件数（件）	480	158

イ 受付方法別内訳

受付方法	第5次計画		第4次計画	
	人数（名）	割合（％）	人数（名）	割合（％）
電子申請	119	42.2	—	—
電子メール	58	20.6	9	10.7
郵送・FAX	62	22.0	60	71.4
直接持参	43	15.2	15	17.9
合計	282	100	84	100

ウ 性別内訳

性別	人数（名）	割合（％）
女性	147	52.1
男性	79	28.0
その他・無回答	56	19.9
合計	282	100

エ 年代別内訳

年代	人数（名）	割合（％）
10代以下	25	8.9
20代	42	14.9
30代	51	18.1
40代	52	18.4
50代	24	8.5
60代以上	13	4.6
無回答	75	26.6
合計	282	100

3 パブリックコメントの反映状況

対応	件数（件）	割合（％）
ご意見の趣旨を踏まえ、素案を修正したもの	22	4.6
ご意見の趣旨が既に素案に含まれていたもの・ 素案に賛同いただいたもの	69	14.4
計画推進にあたり取組の参考とさせていただくもの	360	75.0
上記のいずれにも当てはまらないもの	29	6.0
合計	480	100

横浜市男女共同参画推進条例

制 定 平成13年3月横浜市条例第18号

最近改正 平成23年12月横浜市条例第50号

横浜市は、女性問題の解決と女性の地位向上等に対する施策を積極的に展開し、男女平等に向けた取組を進めてきた。しかし、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女平等の達成にはなお一層の努力が求められている。

また、少子高齢化や家族、地域社会の変化、情報技術等の急速な進展などの社会経済状況の急激な変化への対応も求められている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の形成が21世紀の最重要課題と位置付けられている。

横浜市においても、社会経済状況の急激な変化の中で、市民のだれもが安全で安心して生き生きと豊かに暮らしていくためには、横浜の地域特性を生かした男女共同参画社会の形成を最重要課題と位置付け、これまでの取組を踏まえつつ、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進について、横浜市、市民及び事業者が協力、連携して取り組むことが必要である。

ここに横浜市の男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに横浜市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現し、もって活力ある福祉社会横浜の実現に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに横浜市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別により差別を受けることがないこと、男女ともに個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力並びに地域及び社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるよう配慮されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康の維持が図られることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に、行われなければならない。

7 男女共同参画の推進は、夫等からの女性に対する暴力等が根絶されることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を施策の主要な方針として位置付け、前条に掲げる基本理念ののっとり、横浜市における男女共同参画を推進する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本的施策)

第7条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基

本的施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する広報活動を充実し、市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するための措置を講ずるよう努めること。
- (2) あらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないよう、市民及び事業者と協力し、啓発等に努めること。
- (3) 附属機関における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的に男女の均衡を図るよう努めること。
- (4) 家庭責任を持つ男女がともに家庭生活及び家庭生活以外の活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、対等な関係の下で、妊娠及び出産について決定することができるように、教育及び啓発に努めること。
- (6) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する国際理解及び国際協力に係る活動に対し、必要な支援を行うよう努めること。
- (7) 夫等からの女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントを防止し、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うとともに、暴力による被害を受けた者を一時的に保護する施設に対する支援等に努めること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究並びに情報の収集及び分析並びに市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。

(行動計画)

- 第8条 市長は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、第12条第1項に規定する横浜市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
 - 3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。
 - 4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第9条 市長は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による報告書の作成に当たり市長が行う調査に対して協力するものとする。

(相談の申出)

- 第10条 性別による差別等男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたと認める市民(この項において、事業者の市内に存する事務所又は事業所の構成員を含み、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)は、その旨を市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。
 - 4 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、関係者に対し要請又は指導を行うことができるものとする。

- 5 前各項に定めるもののほか、申出に関する手続等必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画推進拠点施設)

- 第11条 市は、横浜市男女共同参画センター(横浜市男女共同参画センター条例(昭和63年3月横浜市条例第10号)に基づき設置された施設をいう。)を、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とするものとする。

(男女共同参画審議会)

- 第12条 市長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長が任命する委員20人以内をもって組織する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

- 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

(附則 略)

横浜市男女共同参画推進条例施行規則

制 定 平成13年6月横浜市規則第74号

最近改正 平成27年5月横浜市規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市男女共同参画推進条例(平成13年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談の申出)

第2条 条例第10条第1項の規定による申出をしようとする者は、相談申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(調査の通知)

第3条 市長は、条例第10条第3項の規定による調査を行おうとする場合は、当該調査に係る関係者に対し、その旨を書面により通知するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(委員)

第4条 条例第12条第1項の横浜市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 条例第2条第3号に規定する事業者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策局において処理する。

(審議会の運営)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、政策局長が定める。

(附則 略)

横浜市男女共同参画センター条例

制 定 昭和63年 3月横浜市条例第10号

最近改正 平成23年12月横浜市条例第48号

(設置)

第1条 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、横浜市に男女共同参画センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第1条の2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
男女共同参画センター横浜	横浜市戸塚区
男女共同参画センター横浜南	横浜市南区
男女共同参画センター横浜北	横浜市青葉区

(事業)

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進についての資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 市民の文化的及び健康的な日常生活の確立並びに女性の自己開発のための講習会等の開催に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する相談に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する調査研究及び広報に関すること。
- (5) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること。
- (6) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第3条 前条に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

- (1) 男女共同参画センター横浜
 - ア 情報ライブラリ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ及び健康サロン
 - イ ホール、セミナールーム、会議室、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房及びフィットネスルーム
- (2) 男女共同参画センター横浜南
 - ア 相談室、子どもの部屋及び交流ラウンジ
 - イ 研修室、会議室、和室、音楽室、生活工房及びトレーニング室
- (3) 男女共同参画センター横浜北
 - ア 相談室、子どもの部屋及び交流ラウンジ
 - イ レクチャールーム、セミナールーム、会議室、音楽室、生活工房及び健康スタジオ
 - ウ 駐車場

(開館時間等)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) センターの施設及び附帯設備の利用の許可等に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の男女共同参画に関する施策の方針を理解し、男女共同参画を推進するための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用の許可)

第8条 第3条第1号イ、第2号イ及び第3号イに掲げる施設及び附帯設備を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、センターの施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの設置の目的に反するとき。
- (3) センターの管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第1項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第9条 前条第1項の規定により許可を受けた者又は男女共同参画センター横浜北において駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が

市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金(駐車場に係る利用料金を除く。)は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第8条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。

(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他センターの管理上支障があるとき。

(横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会)

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(別表 略)(附則 略)

横浜市男女共同参画センター条例施行規則

制 定 昭和63年 6月 横浜市規則第70号

最近改正 平成27年 5月 横浜市規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市男女共同参画センター条例(昭和63年3月横浜市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 男女共同参画センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、男女共同参画センター横浜及び男女共同参画センター横浜北の日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日における開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定申請書の提出等)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(利用の許可の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定によりセンターの施設及び附帯設備の利用の許可を受けようとする者(センターの施設を個人で利用する者を除く。)は、利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、ホール若しくはレクチャールーム(これらに附属する施設を含む。)又は大研修室(以下「ホー

ル等」という。)にあつては利用しようとする日の属する月の6箇月前から、その他の施設にあつては利用しようとする日の属する月の3箇月前から行うものとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 ホール等とその他の施設を同時に利用する場合の利用許可申請は、ホール等の利用許可申請時に一括して行うことができる。

(個人利用の許可)

第6条 センターの施設を個人で利用する場合の条例第8条第1項の規定による利用の許可は、個人利用券を交付することにより行うものとする。

(利用料金の後納)

第7条 条例第9条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第10条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 本市が主催する条例第2条第1号から第4号までに掲げる事業に利用する場合 利用料金の全額
- (2) 本市が共催し、又は国若しくは他の地方公共団体が主催する条例第2条第1号から第4号までに掲げる事業に利用する場合 利用料金の5割相当額

(利用料金の返還)

第9条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由によりセンターの施設又は附帯設備の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額
- (2) ホール等の利用者が利用日の60日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の5割相当額

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、政策局長が定める。

(附則 略)

男女共同参画に関する国内外及び横浜市の動き

年	月	国内外の動き	月	横浜市の動き
1945(昭和20)	6月	国連憲章採択		
	12月	衆議院議員選挙法改正公布(婦人参政権)		
1946(昭和21)	4月	戦後第1回衆議院総選挙(初の婦人参政権行使)		
	6月	国連婦人の地位委員会設置		
1947(昭和22)	5月	日本国憲法施行		
	12月	民法改正(家制度廃止)		
1948(昭和23)	12月	国連第3回総会「世界人権宣言」採択		
1952(昭和27)			4月	横浜市婦人会館(西区)開館
1967(昭和42)	11月	国連第22回総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1975(昭和50)		国際婦人年		
	6月	国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択		
	9月	婦人問題企画推進本部発足 婦人問題企画推進本部会議設置		
1976(昭和51)		国連婦人の十年(~1985年)		
	4月	特定業種育児休業法施行(女子教育職員、看護婦、保母)		
	6月	民法一部改正(離婚後の姓の選択自由)		
1977(昭和52)	1月	「国内行動計画」策定		
1978(昭和53)			9月	横浜市婦人会館(南区)移転開館
1979(昭和54)	12月	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980(昭和55)	7月	国連婦人の十年中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」 「女子差別撤廃条約」に署名		
	1月	民法一部改正(配偶者の相続分2分の1に引上げ)	4月	横浜市婦人問題懇話会設置
	6月	ILO「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約(第156号)」及び「同勧告(第165号)」採択	5月	婦人問題調査等担当(企画調整局)設置
1981(昭和56)	9月	「女子差別撤廃条約」発効		
			4月	横浜市婦人問題懇話会提言
			6月	婦人行政推進室(市民局)設置
1983(昭和58)			12月	婦人行政推進会議(庁内調整組織)設置
	1月	国籍法及び戸籍法一部改正(父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化)	5月	「よこはま女性計画」策定 (計画期間:昭和60~64年度)
	6月	「女子差別撤廃条約」批准		
1985(昭和60)	7月	国連婦人の十年最終年世界会議(ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択		
	4月	国民年金法一部改正(女性の年金権の確立) 男女雇用機会均等法施行		
1986(昭和61)				
1987(昭和62)	5月	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	10月	財団法人横浜市女性協会設立
1988(昭和63)			9月	横浜女性フォーラム(戸塚区)開館

年	月	国内外の動き	月	横浜市の動き
1989(平成元)			11月	「第2次よこはま女性計画」策定(計画期間:平成2~6年度)
1990(平成2)	5月	国連婦人の地位委員会拡大大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	6月	女性計画推進室(市民局)設置 女性計画推進会議(庁内調整組織)設置
1991(平成3)	5月	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定		
1992(平成4)	4月	育児休業法施行	8月	横浜市男女平等社会推進協議会設置
1993(平成5)	6月	世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画」採択	6月	横浜市男女平等社会推進協議会提言
	12月	国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 パートタイム労働法施行	7月	フォーラムよこはま(西区)開館
1994(平成6)	6月	男女共同参画室(総理府)設置 男女共同参画審議会設置(政令)		
	7月	男女共同参画推進本部設置		
	9月	国際人口・開発会議(カイロ)「カイロ宣言」採択		
1995(平成7)	9月	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	1月	「ゆめはま男女共同参画プラン」(第3次よこはま女性計画)策定(計画期間:平成6~10年度)
	10月	育児・介護休業法施行(介護休業の法制化)		
1996(平成8)	12月	「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997(平成9)	4月	男女共同参画審議会設置(法律)		
1998(平成10)			6月	横浜市男女平等社会推進協議会答申
1999(平成11)	4月	男女雇用機会均等法の一部改正施行(女性に対する差別の禁止、ポジティブアクションの奨励、セクシュアル・ハラスメントの防止)	3月	「ゆめはま男女共同参画プラン」策定(計画期間:平成11~15年度)
	6月	男女共同参画社会基本法公布・施行	4月	男女共同参画推進室(市民局)設置 男女共同参画推進会議(庁内調整会議)設置
2000(平成12)	6月	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「成果文書」採択	7月	横浜市男女共同参画社会推進協議会設置
	11月	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行		
	12月	「男女共同参画基本計画」策定		
2001(平成13)	1月	男女共同参画会議設置 男女共同参画局(内閣府)設置	1月	横浜市男女共同参画社会推進協議会答申
			4月	横浜市男女共同参画推進条例制定・施行
	6月	第1回男女共同参画週間	6月	横浜市男女共同参画審議会設置
	10月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行	7月	横浜市男女共同参画相談センター設置
2002(平成14)	4月	育児・介護休業法の一部改正施行(仕事と家庭の両立支援策の充実)	2月	横浜市男女共同参画審議会答申
			7月	「いきいき 未来」計画(横浜市男女共同参画行動計画)策定(計画期間:平成14~18年度)
2003(平成15)	4月	母子及び寡婦福祉法等の一部改正施行(母子家庭等の自立促進)		
	7月	次世代育成支援対策推進法施行		
	9月	少子化社会対策基本法施行		
2004(平成16)	12月	配偶者暴力防止法の一部改正施行(「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の拡充)		

年	月	国内外の動き	月	横浜市の動き
2005(平成17)	2月	第49回国際婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)	4月	横浜女性フォーラムを男女共同参画センター横浜に名称変更
	4月	育児・介護休業法の一部改正施行(育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)		横浜市婦人会館閉館。男女共同参画センター横浜南として開館
	7月	刑法等の一部改正施行(人身売買罪の新設)	9月	財団法人横浜市女性協会が財団法人男女共同参画推進協会と名称変更
	12月	「男女共同参画基本計画」(第2次)策定	10月	フォーラムよこはま閉館。男女共同参画センター横浜北(青葉区)開館
2006(平成18)	4月	労働安全衛生法等の一部改正施行(労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正等)	8月	横浜市男女共同参画審議会答申
2007(平成19)	4月	男女雇用機会均等法の一部改正施行(性別による差別禁止の範囲拡大)	3月	「よこはま男女共同参画行動計画」策定(計画期間:平成18~22年度)
			7月	「よこはまグッドバランス賞」認定・表彰制度の創設
2008(平成20)	1月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正施行(保護命令制度の拡充)		
	4月	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正施行(労働条件の書面による明示、通常の勤労者への転換の推進等) 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定		
2009(平成21)	7月	育児・介護休業法の一部改正公布(短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等)		
	8月	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表		
2010(平成22)	6月	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和促進のための行動指針」一部改正 「育児・介護休業法」改正施行	5月	横浜市男女共同参画審議会答申
			9月	APEC 女性リーダーズネットワーク(WLN)会合関連イベント「キャリアを拓く 私らしく」開催
	12月	「男女共同参画基本計画」(第3次)策定		
2011(平成23)	1月	ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)発足	1月	「第3次横浜市男女共同参画行動計画」策定(計画期間:平成23~27年度)
			5月	横浜市男女共同参画推進協会が公益財団法人へ移行
			9月	横浜市DV相談支援センター開設
2012(平成24)	3月	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		
	6月	女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」を策定		
2013(平成25)	6月	「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。		
	7月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正(平成26年1月施行)		

年	月	国内外の動き	月	横浜市の動き
2014(平成26)	3月 6月 9月	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採 「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる。 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催		
2015(平成27)	3月 8月 9月 12月	国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2015)開催 「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs(持続可能な開発目標)が採択 「男女共同参画基本計画(第4次)」策定	3月 7月	総合相談窓口「女性としごと 応援デスク」開設 横浜市男女共同参画審議会答申
2016(平成28)	3月 12月	国の公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する指針を決定 国際女性会議WAW!(WAW! 2016)開催	3月 4月	「第4次横浜市男女共同参画行動計画」策定(計画期間:平成28~32年度) 横浜市女性活躍推進協議会設置
2017(平成29)	3月 6月 11月	働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を決定 「子育て安心プラン」公表、待機児童解消策の強化等 国際女性会議WAW!(WAW! 2017)開催		
2018(平成30)	5月 6月 10月	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「働き方改革関連法」(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)成立 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の全都道府県への設置を達成		
2019(令和元)	3月 5月 6月	第5回国際女性会議WAW!/W20 開催 G7男女共同参画担当大臣会合が開催され、「男女平等に関するパリ宣言」が取りまとめられる 女性活躍推進法改正 労働施策総合推進法改正	10月	横浜市男女共同参画審議会答申
2020(令和2)	6月 9月 12月	性犯罪・性暴力対策の強化の方針を閣議決定、「性犯罪に関する刑事法検討会」を設置 「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を設置 「男女共同参画基本計画(第5次)」策定		
2021(令和3)			3月	「第5次横浜市男女共同参画行動計画」策定(計画期間:令和3~7年度)

本計画に掲載されている相談窓口

内容	窓口	掲載頁
就労相談	・男女共同参画センター「女性としごと 応援デスク」 ・横浜市就職サポートセンター	P. 24
経営・創業相談	・男女共同参画センター「女性起業UPルーム」 ・(公財) 横浜企業経営支援財団 (I D E C 横浜)	
ハラスメント相談	・男女共同参画センター「女性としごと 応援デスク」	P. 29
DVに関する相談	・横浜市DV相談支援センター ・18区役所 こども家庭支援課 ・かながわDV相談LINE ・DV相談 ^{ぶらす} + ・〈安全対策・緊急時〉 警察	P. 38
性暴力・性犯罪被害に関する相談	・かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター (かならいん) ・横浜市犯罪被害者相談室	P. 39
ひとり親相談	・ひとり親サポートよこはま ・ジョブスポット ※18区役所内に設置 ・18区役所 こども家庭支援課	P. 42
暮らしの中の男女共同参画に関わる相談	・男女共同参画センター「心とからだと生き方の総合相談」	P. 43
性差別等の相談	・男女共同参画センター「男女共同参画に関する人権侵害相談・申出」	P. 48
妊娠・出産の不安や悩み相談	・「にんしんSOSヨコハマ」 ・18区役所 こども家庭支援課	
不妊・不育に関する相談	・〈専門相談・予約制〉 横浜市こども青少年局こども家庭課 ・〈一般相談〉 18区役所 こども家庭支援課	
性的少数者の相談	・よこはまLGBT相談	P. 51

掲載情報は令和3年2月末日現在のものです。

問合せ先など詳細については、横浜市ウェブサイト（右記QRコード）で最新情報をご確認ください。



～パート、契約、派遣などで働くシングルの方へ～

“もしも”のための情報ガイド

パート、契約、派遣などで働くシングル女性のためのプログラム参加者の声をもとに、福祉制度や相談先についてまとめた情報ガイドです。

(令和2年3月発行)

求職中の方、フリーランスの方も性別を問わずお役立てください。

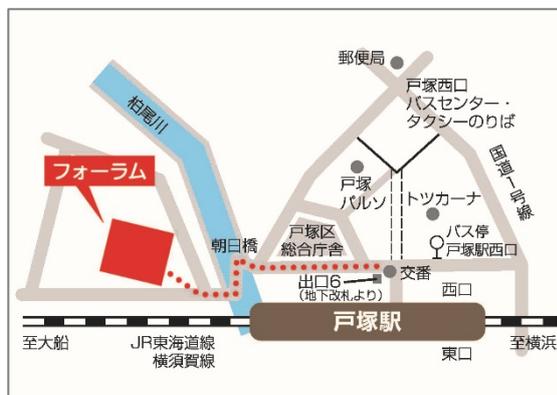


【発行：(公財) 横浜市男女共同参画推進協会】

もしものための情報ガイド 検索

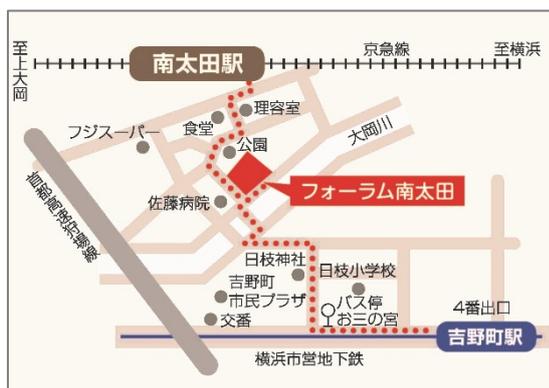
横浜市男女共同参画センター3 館のご案内

フォーラム【男女共同参画センター横浜】



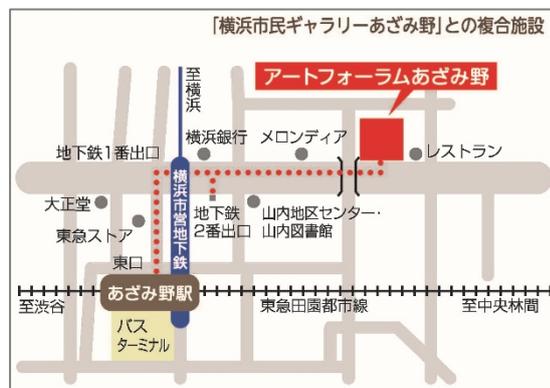
- 所在地 戸塚区上倉田町 435-1
- 電話 045-862-5050
- 交通 JR・市営地下鉄「戸塚駅」徒歩5分
- 開館時間 9:00~21:00
※日曜・祝日 9:00~17:00
- 休館日 毎月第4木曜・年末年始

フォーラム南太田【男女共同参画センター横浜南】



- 所在地 南区南太田 1-7-20
- 電話 045-714-5911
- 交通 京急線「南太田駅」徒歩3分
市営地下鉄「吉野町駅」徒歩7分
- 開館時間 9:00~21:00
- 休館日 毎月第3月曜・年末年始

アートフォーラムあざみ野【男女共同参画センター横浜北】



- 所在地 青葉区あざみ野南 1-17-3
- 電話 045-910-5700
- 交通 市営地下鉄・東急田園都市線
「あざみ野駅」徒歩5分
- 開館時間 9:00~21:00
※日曜・祝日 9:00~17:00
- 休館日 毎月第4月曜・年末年始

※開館時間等、変更になる場合がございます。

第5次横浜市男女共同参画行動計画（原案）
令和3年3月

発行：横浜市政策局男女共同参画推進課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
電話 045-671-2017 FAX 045-663-3431
電子メール ss-danjo@city.yokohama.jp